

河合町議会会議録

令和2年 6月12日 開会

河合町議会

令和2年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （6月12日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
坂 本 博 道	3
佐 藤 利 治	19
谷 本 昌 弘	32
梅 野 美智代	39
常 盤 繁 範	49
○散会の宣告	62
○署名議員	63

令和 2 年 6 月 1 2 日（金曜日）

（第 3 号）

令和2年第2回(6月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年6月12日(金)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	企画部長	福井敏夫
総務部長	澤井昭仁	福祉部長	浮島龍幸
住民生活部長	門口光男	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	上村卓也	安心安全 推進課長	吉川浩行
総務課長	小野雄一郎	子育て支援課長	小山寿子
住民生活課長	上村英伸	まちづくり 推進課長	中島照仁

教育総務課長 中尾勝人

会議に従事した事務局職員

局長 佐藤桂三

局長補佐 高根亜紀

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和2年第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受付番号6番から10番の質問となります。

それでは、受付順に質問を許します。

◇ 坂 本 博 道

○議長（杵本光清） 6番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。質問通告書に基づき質問をします。

第1に、町営住宅の管理運営と今後の取組について伺います。

町営住宅は、低額所得者及び緊急に必要な場合の住居を保障する重要な施設です。そして、町内の公共施設の中で大きな比重を占める施設であり、維持管理や長寿命化計画の実施など今後の方向性を決める必要があります。そのためにも、転貸しなど不正常的な問題があれば、現在の入居者の権利を守り、今後の計画を進めていく上でも支障となる観点から、当たり前の行財政運営を進める課題として質問をさせていただきます。

1つ、昨年の12月定例会で入居者と名義人の違う事例は25件、名義変更の書類を届け、そのうち2件が手続を終了、承継された内容は公営住宅入居選考委員会に報告する。転貸し問題の調査は継続しているが、新たに問題となる事例は判明していない。調査は年度内に完了するように努めると答弁をいただいております。

1つ、調査は3月末で完了したでしょうか。また、新たな問題事例はなかったでしょうか。

2、名義変更手続の必要な事例のその後の進捗状況はどうでしょうか。

3、承継された事例について、入居選考委員会にまだ報告されておりましたが、なぜでしょうか。

大きな2、公営住宅の長寿命化計画と今後の活用について伺います。

公営住宅の今後の運営、方向性など、長寿命化計画の基本的な考え方はどうなっているでしょうか。

2、現在の空き室状況は何戸でしょうか。その中で入居可能と判断している戸数は何戸あります。

町営住宅への入居希望者の住民はおられます。対策も講じて入居可能な住宅であれば、管理条例に基づいて公募し、活用すべきだと考えますが、どうでしょうか。

第2に、財政運営について伺います。

厳しい財政状況の下でも住民サービスを極力低下させず行政運営を進める立場は重要です。同時に無駄や税金の使い道を見直すことも重要です。そのためにも、町民の皆さんに現状も正確に理解していただき、説明責任をしっかりと果たして運営することが一層必要です。その上で、財政運営の在り方に関して、以下質問します。

1、令和元年度の決算見通しはどうでしょうか。財政指標の各指標の見通し、財政調整基金及びその他基金の見通しなど答えてください。

2、会計処理について。

①令和元年度3月末に償還すべき公債費のうち、6件分の元金約4,100万円余りの償還を繰延べしております。その内容を示してください。

②なぜ3月末にこのような処理をしたのか。また、最終予算の変更でもあり、町長の専決処分でもあります。令和元年度一般会計の補正予算専決処分として明確にする必要があったのではないのでしょうか。

③令和2年度予算では9件、年約2億3,000万円余り、3年間償還繰延べの予算となっております。このような財政運営をすると、財政指標も正確な数字とならず、財源確保のため

となると、本来建設公債でありながら赤字公債のような運用になるのではないのでしょうか。住民に財政状況もしっかりと説明し、改善の方向も示す財政運営をするためにも、このようなやり方は見直すべきではないのでしょうか。

第3に、新型コロナウイルス感染症対策モデルの行政課題について伺います。

新型コロナウイルス感染への対策や取組は、行政運営にも大きな影響を与えております。

1、今後の行政運営でその影響と対策について取り組むべき主要な課題をどのように検討しておられますか。

2、河合愛A I構想や3小跡地の活用など、住民と対話をしながら進めるとしていましたが、今後どのように進めていく予定でしょうか。

3、新型コロナウイルス感染の下での災害対策、避難対策は検討が必要です。どのように取り組む計画でしょうか。また、これまでも増して情報伝達の方法の改善、避難要支援者への対策が重要です。今年度具体的にどのような検討、具体化を進めておられるのでしょうか。

あと、再質問は自席において行わせていただきます。

(発言する者あり)

○議長(杵本光清) 議場では静粛によろしくお願いします。

○住民生活課長(上村英伸) はい、議長。

○議長(杵本光清) 上村住民生活課長。

○住民生活課長(上村英伸) 私のほうからは、1つ目の町営住宅の管理運営と今後の取組について答弁させていただきます。

そこで2つを質問いただいております。1つ目としまして、昨年12月の定例会で答弁いたしました質問で3ついただいております。

まず1つ目、調査は3月末で完了したか、新たな問題事例はなかったかという質問でございます。事例についての調査はおおむね終えております。なお、新たな事例は判明しておりません。

2つ目、名義変更手続の必要な事例のその後の進捗状況はどうかという質問でございます。名義変更への手続については、連帯保証人の連署が必要となります。入居者の中には高齢者の方や身寄りのないなどの理由により少し遅れておりますが、整理すべく対応しているところでございます。件数につきましては8件でございます。

3つ目でございます。承継された事例について入居選考委員会にまだ報告されていないが、なぜかという質問でございます。先ほどお答えしたとおり、整理し対応しているところでござ

ございます。一定の件数がまとまった時点で開催したいと考えておりましたので、未開催についてはご理解をいただきたいと思っております。

2点目、公営住宅の長寿命化計画と今後の活用についてでございます。

そこで1点目、公営住宅の今後の運営、方向性など長寿命化計画の基本的な考えはどうかという質問でございます。

長寿命化計画は、国土交通省が平成28年8月に改定しました公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき策定しております。方向性については、指針に基づき、公営住宅の人口推計を算出し、世帯数を数値化しております。その中で、必要な住宅については長寿命化住宅として国の補助制度を活用し整備していきます。その他の住宅については、今後において用途廃止等を検討していく計画でございます。

2点目、現在の空き室は何戸ですか。入居可能と判断している戸数は何戸ですかという質問でございます。現在、公営住宅の空き室は51戸ございますが、入居可能と判断している戸数は現在のところはありません。

3つ目でございます。町営住宅への入居希望者の住民はおられます。対策も講じて入居可能な住宅であれば、管理条例に基づいて公募し、活用すべきと考えるがどうかという質問でございます。

公営住宅等長寿命化計画において、低住棟の整備や改修を行い、長寿命化を図っていく計画となっております。また、将来的に用途廃止となる団地も、高齢者の方などがお住まいされておられますので、優先的に低住棟への住み替えを行っていただく必要もございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 私のほうからは、2つ目の財政運営についてということで大きく2つ質問をいただいております。そのことについてお答えさせていただきます。

まず、元年度決算見通しということで、元年度の財政指標及び基金の見通しについてということでございます。

まず、主な基金の残高といたしましては、財政調整基金につきましては、年度当初約1億2,000万円が、年度末、令和2年5月末4,000万円、次に、地域振興基金につきましては、約7,000万円が200万円となる見込みでございます。

なお、令和元年度決算における各財政関係指標につきましては、現在作業を進めております決算統計処理の結果から算定されるため、決定は8月中旬頃になることから、9月議会定例会で報告させていただく予定をしております。

大きく2つ目、会計処理について。

会計処理につきまして、まず1つ目、令和元年度の償還を繰延べした理由、そして、2つ目、補正予算などで明確にする必要があったのではということについてお答えさせていただきます。

令和元年度の償還を繰延べした理由につきましては、令和元年度決算が厳しくなることが見込まれたため、金融機関と償還条件見直しの協議を進めてきたところ、3月下旬に見直しが可能となったため実施したものでございます。そして、これに伴う予算処理につきましては、何ら問題はなかったというふうに認識しております。

最後に3つ目、令和2年度から3年間、償還を繰延べしたことについて。これにつきましては、行政サービスを維持しながら河合愛A I構想や街再生総合戦略など、将来につながる施策を着実に進めていくための財源確保の一つとして県の助言などを参考に行ったものでございます。

この見直しを反映した収支見通しでは、令和6年度までに約40名の定年退職が見込まれており、それを見越した欠員補充の採用はやむを得ないとしても、トータルではそれ以降の人員費は大きく圧縮され、また、より一層財政健全化による歳出削減と人口減少対策による増収を着実に進めていくことで、緩やかではありますが改善に向かうと想定しております。

なお、財政関係指標、特に経常収支比率や実質公債費比率におきましては、一時的に比率の減少が見込まれることについては、今後、議会や住民の皆様にご丁寧に説明をさせていただく予定をしております。

以上でございます。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは、3点目の新型コロナウイルス感染の下での行政課題についてということでお答えをさせていただきます。

我々は平時の行政運営を停滞させることなく進めると同時に、新型コロナウイルス感染症の緊急対応、さらには災害の同時発生を念頭に置きながらの対応を迫られるという非常に厳しい局面を迎えることになってございます。住民の皆様のご命を守ることを最優先にしつつ、

主要な課題を進めてまいる所存でございます。

その1つ、河合愛A I構想や3小の跡地の進め方につきましては、まず、職員で素案を作成した上で、新しい生活様式を踏まえたタウンミーティングの開催を予定しております。しかし、当初10回程度と予定しておりましたが、今年度は制限をせざるを得ないと考えております。

それを補完する手段といたしまして、パブリックコメント、アンケート、町長へのメッセージ、そういったもので対応したいと考えております。

以上です。

○安心安全推進課長（吉川浩行） 議長。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） すみません、私のほうからは、新型コロナ感染症対策の下での行政課題についてということで、新型コロナ感染の下での災害対策、避難対策は検討が必要ですよということ、どのように取り組む計画か、また、これまでに増して情報伝達の方法の改善、避難要支援者の対策が重要、具体的にどのように検討、具体化を進めていますかということなんですけれども、まず、災害対策としてではなく、これからは新しい生活様式を実践することが大切だと考えております。

避難所につきましては、入り口付近に事前受付を設置しまして、検温などの健康チェックを行います。また、居住スペースにつきましては、3密にならないように隣接する区画間で2メートルの間隔を開けまして、さらに飛散防止のためにパーティションを設置するなどのクラスターの発生を予防したいと考えております。また、イージードームハウスを購入し、発熱等体調不良者の隔離室や診察室として利用する予定です。

情報伝達につきましては、屋外放送やメール配信及びLINE@等による発信や総代、自治会長へ直接連絡を取りながら情報を周知していきたいと考えております。

あと、避難行動要支援者への支援や在宅状況の情報の把握は非常に重要なこととは認識しております。各大字、自治会ごとの名簿は作成し保管をしております。今年度中に薬井地区をモデル地域としまして、地区防災計画を策定するとともに、避難行動要支援者個別計画を作成したいと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 町営住宅の住宅管理条例に基づく正常な入居というのが、やはり今後の長寿命化計画の実施や、それから修繕、家賃などの管理を進めていく上での前提となる問題であると思っております。

そして、同時にこのことが今入居している方々の居住権を守る、そしてまた、困難な方々の施設としての利用を進めるということになると思っております。

しかし、昨年6月議会で質問したように、自分の直接の関わりから転貸しの事例が4年前に少なくともあったということは事実でした。その後、管理者としての町当局の現状に諸情があって、手続の遅れで入居者と名義の違う3名の方が25件あったが、手続を進めているとか、そしてまた、調査の継続等々を進めてまいりました。

それで、先ほどあったように、基本的にはおおむねこれが終了しているということと同時に、新たな問題はなかったということでもあります。そういう点では、これまでも度々この問題取り上げられましたけれども、きちっと調査もして現状をどうかという判断をするというところまでいっていなかったように思いますので、そういう点では、今後の施策を進める上で、このことは改めて確認をしておきたいと思えます。

そういう点で、先ほど課長から答弁あったんですけども、今後の施策を進める上では政策上の課題でもありますから、もう一度担当部長のほうから現時点での転貸しのような事例はないということ、そしてまた、同時に今後このような事例があれば、公正に対処していくということで、改めて明確なご答弁を願いたいと思えます。

○住民生活部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 門口住民生活部長。

○住民生活部長（門口光男） 先ほど課長のほうがお答えしたとおり、今現在、調査等整理すべく対応しているところでございます。

その点において、今現在分かっております段階では、又貸しとかそういった部分についてはないということで認識をいたしておるところでございます。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） やはり管理者としてそういう認識を明確にしておくことはやっぱり大事かと思えます。同時に、そのことを通じてやはり町民からも信頼されるという形での行財政運営のその1つとなるかと思っております。

そういう中で、やはり今後の町営住宅の在り方については、やはり重要かと思えます。そういう点で、先ほどございましたが、長寿命化計画についてですが、まだ現物そのものを見

ていないのと、説明もまだきちっと聞いておりませんが、それについて、先ほどありましたが、やはり今後の方向の中に、当初の仕様書の中ではストック活用方針として建て替えとか、そして集約化、また用途の廃止などの方向性も出していきたいとなっておりましたが、そういう問題については、今後どのように考えているという計画なのでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 河合町の町営住宅と長寿命化計画の方向性につきましては、さきに答弁いたしましたとおり、国土交通省の平成28年8月に改定しました公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、中長期的な計画における基本的な方針を示した河合町の長寿命化計画を策定しました。

契約に向けては、河合町内15団地ございます。昭和56年6月以前に建設された、旧耐震基準で建設されました5団地につきまして耐震診断を行いまして、その結果安全であったというところでございます。

将来的な人口推計から公営住宅のストック量として、河合町における世帯も減少することが予想されます。計画策定に向けて長寿命化していく団地と将来的に廃止とする団地を位置づけさせていただきます。

このことを踏まえまして、中長期計画30年間を見通し、また長寿命化計画、この10年間の実施事業予定として策定しております。

以上です。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、今の答弁からもやはり低所得の方々が入れる場所ということ、それから困ったときに対応できる。それで、また今後、緊急な避難とか含めてあるようなときも含めて活用することがあるかと思いますが、そういう点では町営住宅の一定の維持を前提にしながら方向を出していく方向かと思いますが、そういう点では、今後それをどう具体化するに当たって、今考えている方向性について、どういう形で具体化していくかということについては、手順等を含めて考えておられるでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） この長寿命化計画の中で、この10年間先ほども答弁させていただきました長寿命化としていく団地は一応低住層なんですけれども、また将来的に用途廃止

をしていく中層棟、4階建ての建物がございます。4階建ての建物につきましても、高齢化しておりますので、その方々、また、4階となればやっぱり高齢化に伴って昇降にいろいろ問題等もございまして、最終的にはエレベーター等の設置も考えておるんですけども、やっぱりエレベーターの設置条件とか、財政面とかもやっぱり厳しいところもございまして、その4階建て、今後用途廃止していく住宅の方を低住のほうに住み替えをしていただくような方向で進めていきたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひ、かなり重要な方向を具体的に出しているということにもなっているようですので、そういう点では、今住んでおられる方々も含めて十分理解していただきながら、同時に今後着実に進めていくためにぜひそれを、当然議員の中での説明もそうですが、住民の中にも知らせていくという、また、同時に意見も聞くということを進めていただきたいと思います。

ただ、そういう点で、同時進行でやっぱり今も必要とする方おられると思っております。そういう点では、先ほど空き室として認識している分が現在51ということでした。その中で、先ほどの答弁では、ちょっと住めるというふうに判断しているところはないという認識ということでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） さっき答弁させていただきました空き室は51戸あるという回答させていただきました。今後、長寿命化計画に基づいて、政策的な空き家として捉えております。それで、当面公募等、入居の募集はしないという考えでございます。

しかし、特別な事情により入居相談等がございましたら、選考委員会等に審査をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、去年のときの6月のときは41戸というふうに資料を頂きました。そういう点では、従来住んでおられた方もおられたところもあるかと思えます。先ほど確かに空き室として確保しておきたいということもあるかもしれませんが、一定活用できるところは活用するというのも一応必要ではないかなと思ったりします。そういう点では、特別

などというときとかが、ぜひこの辺がある意味では住民から分からない不公正な形で決まったみたいにはならないようにしながら運用していただきたいと思っています。

また、もしくは確かに最終的には町長が判断すればということになっている条例ですので、そういう点では、しっかりとそれが分かる形で運用してもらいたいと思っています。

では、続きまして、2番目の財政問題について伺います。

一応令和元年度の決算見通しのほうにつきましては、調整基金等について、または大きな地域振興基金などの現状について伺いましたが、先ほど調整基金、3月末で約4,000万円余りということやったんですが、予算上のずっと去年度の予算とか、途中の補正とか、それから今年の5月での補正とかやると8,500万円ぐらいにはなるのかなと思っていたんですが、結局、最終的には多分それは崩しそうだということで理解しておいたらよろしいでしょうか。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 先ほどお答えさせていただいたように、財政調整基金といたしましては約4,000万円になる見込みでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そのあたりで、全体の大まかなと言うたら悪いんですけども、先ほど実際ではもうちょっと詰めていくということになりますが、実質赤字というか、赤字か黒字かというような形でというあたりというのは答弁できないでしょうか。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 一般会計の実質収支につきましては約1,900万円の黒字となる見込みでございます。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう中で、やっぱり大変厳しい状況というのは引き続きあると思っています。

ですから、そういう中で運営するためにも、やっぱり住民の皆さんにもしっかりとした認識を持ってもらいながら、方針定義がますます必要やと思います。

そういう点で、会計処理に在り方について先ほど伺いました。3月末のところでは本来償還すべきものについて、言わば繰延べしていたということについては、これは頂いた資料等見てそこは理解したわけですけども、そういう点から見たときに、本来これは6月の予算でもともとこれにつきましては10億4,023万4,000円の公債費の元金返済ということで予算化し

ておったわけですが、それを変えたということになると思うんです。そういう意味では、これは確かに歳出、公債費ではありますけれども、予算執行を変えたということですから、そのことについて。それも3月末でやっていますから、町長の専決ということになると思いますので、そういう点から言うたら、5月臨時会の際に一定専決処分等の報告がありましたけれども、そういうところも含めて、予算の使い方としてこうしたということは、やっぱり報告すべきような内容ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 補正予算専決の必要性ということでございますけれども、その必要性がないと判断をしたものでございます。

今後、決算認定の際に審議していただくことになるかと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、3月末で、今年度本来払おうとしていた元金返済をしないという判断は、じゃ、誰がしたということになるんですか。それは町長の判断という形としてはなるんじゃないかと思うんですが、これは担当部長のほうこそ在り方の問題なので、ちょっとお聞きしたいです。

○総務部長（澤井昭仁） はい。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） まさしく町長の予算執行権ということになります。

先ほども上村次長が申し上げたとおり、今回の予算処理については、補正の事由に当たらないという判断をいたしました。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 問題と思っているのは、そういう処理をするということが、令和2年度分につきましては予算の議論の中でそれは分かりました。しかし、これがそういう点では今の状況をしっかりと認識する上からも、またしかるべく分かるような形でやっぱり報告すべきではなかったのかと、思っているところです。

関連して、令和2年度の繰延べについて、ちょっと幾つか確認したいと思っております。

今回の元年度分の4,300万円余りを含めると、7億3,300万円余りを3年間繰り延べるといことになるかと思っております。これを9件ということで聞いております。そういう点では、あとこれらについては償還期間が4年から24年残っているような起債になっております。

そういう点で、町長の予算説明のときには、財源確保の一つとして、新たな条件変更したということでしたけれども、この新たなというのは償還期間とか利子とかやはり変わっているのでしょうか。そして、これについてはお答え願いたいと思います。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 今回償還条件を見直しさせていただいたのは9件ということでございます。利子の変更ということでございますけれども、その時点での変更、手続の時点での協議ということで利子に変更となっております。

あと1点なんでしたか。すみません。

○6番（坂本博道） 償還期間は。

○総務部次長（上村卓也） すみません。償還期間につきましては、もともとの償還期間との変更はございません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういうことであれば、これまた改めて具体的に教えてもらいたいと思いますが、ただし、償還のいわゆる末が変わらないということですから、先ほど言った4年から21年ぐらいあったと思います。それぞれが3年縮まるということになると思います。

そういう点で、令和5年から言わばそれを返さないかんということ、当然新たになっていくと思います。その影響がどういうふうになるかというふうに予想されておるのかということについて、例えば令和5年度について当初の元金返済に対して幾らぐらい増える予定になるのか。2億3,000万円、毎年やっているわけですから、それらを含めて残っている分を単純に割ったとしてもどうなのかというのが分かればお願いします。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 返済につきましては、5年度から返済のほうを再開するという形になります。5年度の元金返済の予定ですがけれども、約9,000万円程度増加するというふうに見込んでおります。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっとまだ詳しい形が分かりませんが、大体令和12年に豆山の償還が終わるぐらいまでは、かなりその差額というか、もともとのよりは9,000万円前後ぐらい毎年あるんじゃないかなと思います。

そういう点で言ったら、今年度のところでのやはり運営にも一定の大きな影響を与える内

容なんだというふうに思っております。

そういう点で、財源確保ということやったんですけれども、何ら歳入が増えているわけでもないと思います。そういう点では、起債によって本来返すやつを要するに置いておいてもらって残して、その3年間だけはその分がほかに使えるようになるということですが、結果的には言わば公債、地方債の返還を使ってと言うたら言葉悪いですが、赤字部分とか足りない部分を補うような運用をするということになるのではないかと。そういう意味で、本来は赤字公債というのはないわけですが、そういうふうな運用になるのではないかと。そういうことを言うたわけですが、こういう財源の確保の仕方ということで、やり方というのはよくあることなんでしょうか。

これについては、ぜひ横山参事のほうから教えてもらったらと思います。

○総務部長（澤井昭仁） では、まず私のほうから。

今回の支払いの期限の調整につきましては、次長が申しあげましたように、事業実施の財源とするべく調整をさせていただきました。

なお、支払いを繰り延べることによりまして利息が発生します。その利息の発生分につきましては、我々の給与のカットで補っているというふうに認識しております。

それから、支払いの繰延べの件につきましては、次長も申しあげましたように、奈良県の助言もいただきながら決定したということでございます。

ちなみに私の知る範囲におきましては、例えば国の地方交付税特別会計におきまして、例のリーマンショックがあった次の年、地方交付税特別会計も借入れをしています。その借入れを繰り延べたという事実は知っております。

以上です。

○議長（杵本光清） 担当部長のほうから、今答弁ありましたが、横山参事。

じゃ、横山参事。

○総務部参事（横山泰典） 頻度としては、そんなにあるかなというのはあるんですけれども、事例としてはある事例かなというふうに認識しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに予算審議のときに、こういうやり方というのは河合町では、言わばたしか平成18年以来だというふうな話をされたと思います。そういう点では大変厳しい状況にあるというふうに改めて認識したところです。

ただ、これがやっぱり今後どういう影響を与えるかを含めて考えるときに、やはり先ほど澤井部長のほうからは職員の給与カットでということと言われていましたが、確かに職員の給与カットで年度の今年増やした分を含めて約3,690万円というふうに効果額を聞いております。ただし、これは今の条例から言えば、取りあえず今年度で終わりますね。3月31日まで。来年度以降またどうするか。

同時に、財政健全化方針というのは平成29年から33年ということで、今、令和3年度までということでしたか動いていると思います。

そういう点でいうたら、そうすると令和5年度、もし職員カットやめ、かつ9,000万円、これでいくと、やっぱり1億円以上の新たな財源が必要になるような繰延べと考えていいのではないかと考えています。

そういう点では、これも含めて、財政の健全化と、それから行政サービスを含めて進めていくということの大変難しいところですが、これらのことについて、改めてどういふふうに進めていくかということについては、ぜひ明らかにすべきではないかと思っています。

そういう点で、河合愛AI構想の議論のときにも当然財政問題が必要になってくるとは思います。そういう点では、新たな方針づくりについてはどう考えているかについては、これはちょっと町長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（杵本光清） 澤井部長。

○総務部長（澤井昭仁） 私のほうからちょっと。

先ほど1億円とかいう財政負担が増えるかというふうにおっしゃったというふうに記憶しておりますが、元金を繰延べしているだけで、支払い総額には影響はありません。

また、それに伴う利息の増加につきましては、我々の給与カットで補うと。幸い今利息は非常に安くございますから、その私たちの給与カットの一部で十分にその利息の増加分は補えるということでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それで言えば、さっき言ったのはそういう全体が増えるのは当然ないです。ただ、年度の返済額については遅らせたから、最後は一緒ですから、令和5年から新たに増えてくる。その分が3年延ばしたことに對して増えるであろうと。

さっきは約9,000万円、令和5年度増えると言われております。さらに職員のカット分というたら、これいつまでやるつもりですか、ほんだら。これ先ほど言うた、これ大体令和10

年度ぐらいまではかなり影響が与えられます。これも含めてというのは、ちょっとあまりにも無責任ではないかと思いますが、これちょっと今、澤井部長のほうにお願いします。

○議長（杵本光清） 澤井部長。

○総務部長（澤井昭仁） 無責任なことは言っておりません。今まさに事実として利息が増えているという、利息は安いけれども、増えているという事実があります。

これについて、もし給与カットをやめるのであれば、それなりの住民、議員さんに対する理屈というのははっきりさせていただきたい。それができなければ、給与カットを続けていかなければいけないということになると思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと重大なことやと思いますが、そういうことも含めていったときに、やっぱり財政問題と、それから構想と、どう進めるかになりますから、それについて、ちょっと町長、それぞれの見解をお願いしたいと思います。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今現状はとても厳しい、河合町のそういう財政状況下においても、質の高いと言うか、そういう行政サービスは町民の皆さんに提供していきたいなと強く感じております。

そういう意味でも、河合愛A I 構想というか、昨日も議論していただいて、今後公共施設の見直し等で収入なり、それから歳出カットとかいろんな問題に取り組んでまいりたいと思っています。

そういうことで、財政問題についても積極的にと言うか、ご提案していきたいと思います。以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員、残り1分です。まとめてください。

○6番（坂本博道） はい。

あと、これに関連しては1点ですが、9件のうち8件が南都銀行になっております。そういう点では、借金ちょっとまけてもらおうと、遅らせてもらうわけですが、これに伴って特別な特約とかそういうものができているということはないでしょうか。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 特にございませぬ。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 最後ニ。

では、ぜひ財政健全化に向けた方針を含めた提起をお願いしたいと思ひます。

最後の3点目についてはちょっと時間がありませぬでしたが、河合愛A I構想の素案づくりという、さっき職員でということをおぼれておりましたが、委託料として今年170万円ほどつくっています、調整。そういうところも含めて、全体をどう進めていかれる、どういふふうに進めていく予定かについては、ちょっと改めて確認したいと思ひます。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 河合愛A I構想と次期街再生総合戦略、それをマッチングした形で練り上げていきたいと思っております、それについていろんなノウハウを業者からいただきたいということで、委託して進めていきたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それについては、そしたら仕様書のようなものができるんでしょうか、委託に当たって。あればぜひ出してほしいと思ひます。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 今現在、業者発注すべく仕様書を作成しております。近々プロポーザルによる契約を進めていこうと考えております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） あとはちょっと時間なくなりました。ぜひコロナ感染の下での行政課題、とりわけ避難の問題とか、それから教育の問題など適切に進めながら、また同時にその対策が住民にも分かるように進めていくようお願いをしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（杵本光清） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

（「ちょっと」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 何でしょう。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） すみませぬ、今、坂本議員の2番目の財政運営については非常に重要

な案件でございます。今の討論を、質疑、答弁をお聞きしますとかみ合っておりません。質問の内容と答弁の内容とが。理解がちょっと不十分だと思いますので、改めて続きを出していただいて、坂本議員のほうからももう一度質問を整理していただいて、答弁していただくようにお願いします。

今非常に重要な案件です。1,900万円の黒字か、4,000万円の債権の先送りと、そういうことになっていることは、非常にゆゆしき問題でありますし、今後の財政についてはかなり期待しますので、今回この発言をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（杵本光清） ただ、その発言について、ちょっと議長のほうから申し上げます。

質問に答弁する側に立った場合、根拠となる部分、それに対するエビデンスが多少欠けておると私のほうは判断しております。そこの部分も質問の中に織り交ぜて質問していただかないと、答弁者のほうも答弁するポイントがずれてくると思いますので、その点、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

◇ 佐 藤 利 治

○議長（杵本光清） 7番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） おはようございます。ちょっとマスク取らせていただきます。

議席番号4番、佐藤利治、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

防犯カメラ設置について。

2015年上牧町にて小6 女児誘拐事件が発生しました。関係車両を防犯カメラで分析、早期解決いたしました。河合町でも住民の皆様の安全、特に子供を守るためには通学路等へのカメラの設置が急がれると思います。河合町の財源を鑑みると、防犯カメラ協賛自動販売機の設置が最良の施策と考えますが、河合町はどう講じていく考えであるのか。

また、宅地開発時に都市計画法第32条協議にて、開発業者へ住宅地入り口付近へ防犯カメラの設置を推奨していただく考えはないのか。

避難所の分散化について。

災害時のコロナ対策では、政府は自治体に対して避難場所の分散化と被災者の体調管理の徹底を求めています。河合町ではどのように取り組んでいるのか。河合町立体育館、中央公民館——指定避難所ですね——を例に具体的にどう考えているか。

聞こえない防災無線について。

もう梅雨入りでございますが、嫌な反面、日本にはすばらしい四季があります。恵みの雨は必要ではありますが、台風や局地的豪雨はできることなら来てほしくないものです。コロナ対策下での避難所運営は大変ですが、河合町では避難行動を起こす前の防災無線が住民の皆様へ届けることができていない悲しい現状があります。

この件について、私も含め多くの住民の方が怒りの声を上げています。住民の皆さんをどのように守るのか。現在使用中のデジタル無線のメーカー名、いつ設置、設置費用を教えてください。

全体に大きく3つの質問です。清原町長が掲げる魅力あるまちづくりには必要なことと考えております。再質問につきましては、自席にて行います。

○安心安全推進課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） まず、防犯カメラについてなんですけれども、防犯カメラにつきましては、近鉄3駅や公共施設等に設置しております。また、昨年におきましては、自治会活動の一環としまして、3地区で通学路等に設置されております。

防犯カメラにつきましては、自主防犯活動や犯罪検挙をあくまでも補完するもので、一定の犯罪抑止効果が期待できます。しかしながら、犯罪そのものは防ぐことはできない。また、個人のプライバシー保護の問題が懸念されます。

そういったことも踏まえまして、防犯カメラに過度に期待するのではなくて、これまで同様なんですけれども、朝夕の挨拶などの活動を推進していきまして、地域住民の絆を深めて自主的な子供の見守り活動を支援してまいります。

また、防犯カメラの自動販売機が全国各地で設置されていることは確認しています。確かにコスト面では有利と考えられますが、プライバシー保護の問題がクリアできているのだとか、また、ほかに問題がないのか検討した上で、設置の可能性を探っていきたいと考えております。

次に、避難場所の分散化についてなんですけれども、コロナ対策で政府は自治体に対して避難所の分散化なんですけれども、内閣府などの情報をまずホームページの防災コーナーに

まとめて掲載しております。

まず、自助の重要性を訴えるとともに、コロナ禍での避難行動判定フローをお示ししまして、避難の分散化を図りたいと考えております。

その上で、町立体育館や中央公民館などの避難所につきましては、入り口付近に事前受付を設置いたしまして、検温などの健康チェックを行います。また、居住スペースにつきましては、3密にならないように隣接する区画間で2メートルの間隔を開け、さらに飛散防止のためにパーティションを設置するなど、クラスターの発生を予防したいと考えております。

また、先ほども述べさせていただいたんですけれども、イージードームハウスを購入いたしまして、発熱の不良者の隔離室や診察室として利用する予定です。

3つ目の聞こえない防災無線についてなんですけれども、住民をどのように守るかということなんですけれども、まず、最近の被災事例からまとめられた避難に対する基本姿勢、その中で、目指す社会としまして、住民は自らの命は自らが守る意識を持って、行政は住民の適切な避難行動に向けて全力で支援するとあります。住民の行動を支援するには、今から述べさせていただく3つの重要が考えられます。

まず、第1としまして防災情報の提供です。その手段としまして、防災行政無線、登録メール、登録電話・ファクス、ホームページ、フェイスブック、LINE、また、緊急時にはエリアメールなど、様々なツールを用意しています。また、機器だけに頼るんじゃなくて、総代、自治会長、自主防災会、消防団、民生児童委員といったマンパワーにもその役割を担っていただきたいと考えております。

第2に、避難行動要支援者のサポートです。町では避難行動要支援者名簿を持っており、発災時にはそれを活用し支援をする体制を取っています。今後、個別プランを作成し、平時から情報共有を進めてまいりたいと考えています。

第3に、自助の啓発です。我々は命に関わる大切な情報をお届けします。その情報をしっかり受け止め、行動に移していただくことが大切だと考えております。そのために、本年4月に河合町総合防災マップを配布いたしました。これをしっかり熟読いただきまして、どのように情報を受け取り、どのタイミングで行動に移すのかといった一人一人の避難スイッチを持っていただきたいと考えております。

現在、デジタル無線のメーカー、費用等についてなんですけれども、事業年度としましては平成29年度です。業者選定としましては公募型プロポーザル方式を取っております。メーカー名につきましてはNECネットエスアイ株式会社となっております。請負額なんですけ

れども、2億4,451万2,000円となっております。

私のほうからは以上です。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 私のほうより、1つ目の質問事項であります防犯カメラ設置についての2番といたしまして、都市計画法第32条協議において開発業者に防犯カメラの取付けを推奨することは可能かとの内容につきまして回答いたします。

防犯施設の設置に関する協議につきましては、河合町開発行為に関する指導要綱第16条におきまして、防犯施設は開発区域を含んだ地域の住民が安心して生活できるよう町と協議して計画するものと規定されております。

なお、指導要綱は行政指導の内容を定めたものであることから、開発者に対し設置などを義務づけることはできませんが、犯罪抑止や安心・安全のまちづくりの観点から、防犯カメラの設置に向けた協議を行うことは可能であります。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ご答弁ありがとうございます。

まず、防犯カメラの件について、宅地開発時の都市計画法第32条の協議にて、できれば要綱にうたっていただけるようにすると進むんじゃないかと思っておりますので、よろしく願います。

それと、防犯カメラについては、プライバシーもちろん分かります。個人情報、映像の管理、問題等を考慮した運用基準というのは今近鉄駅前や、テロ対策も兼ねて我が町でも水道局ですかね、ついています。だから、それはつけるときに簡単にこれが必要やからつけたという形じゃないと思うんです。ちゃんとした運用基準を町は持っていると思うんです。それをするだけなので、何らその辺は問題ないです。

例えばの例を言えば、東京では私が今こう立っている瞬間も1万4,000台以上ものカメラが見守り続けているわけです。行政の負担ゼロで埼玉県越谷市、近くでは大阪市、八尾市の先行事例があります。ちょっと行かれたらどうですか、勉強しに。

だから、そういうふうな形でやっているところはあるんですから。私が言いましたように、うちの財政状況を鑑みたらそれしかないと思うんです。我が地域泉台でも、カメラは5つつ

けさせていただきます。これはある方が寄附して花開いたような成果でございます。

だから、これは我が町としても財源がないんやから、財源がないところにそれはできないし、子供らを守っていくことができないと思うんです。

やはり民間の公表されているデータにおきましても、住みよいまちづくりに向けた活用の可能性はカメラを使って広がっていると。犯罪白書によると、今後力を入れるべき活動の調査ではパトロール48.3%に次いで、公共の場所への防犯カメラの設置支援が45.3%と、やはり夜間とか人の目の届かない場所、時期というのは機械の力を借りる必要があると思います。

また、警備会社のALSOKでは、防犯カメラについては7割の人があると安心、6割の人が増設を臨んでいるということが述べられています。これはもう一度原点に戻って確認したいんですけども、必要か、必要でないか、お答えください。

○安心安全推進課長（吉川浩行） はい。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） 今必要か、必要でないかということなんですけれども、防犯カメラにつきましては、あくまでも人の目を補完する道具ということで、効果的なカメラの設置の検討を加えていくと伴いまして、また、町としましては子供たちの防犯意識とそれを見守りながら私たち大人の目を確保、充用しながら、町と住民と共通認識を持ってやっていきたいと思っています。

また、防犯カメラの自動販売機につきましては、営利企業の問題だとか、売上げ等も条件と出されております。そういうのをクリアして、また設置するに関しまして検討していきたいと思っております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 前向きにやっていくというのは少しだけですけども、分かりました。近隣では、平群町なんかでしたらスマホのアプリを利用して、皆さんがジョギングされて、1か月か2か月にそのカメラ付きの自販機から飲料水を無料で飲んでます。やはりこういうことというのは、健康促進の意味でもやっぱりやっていったらいいと思うんです。

それと、進んでいる地域では、AIとカメラを使って、人が困っている、徘徊しているお年寄りがいる、急病人がいる等の情報をその施設の管理者や近隣の方へ知らせるまでやっているような自治体もあります。やっぱりここまでいくと、お金がかかることなので大変だと思いますけれども、やはり子供たちが笑顔で暮らせる未来の河合町は私たち大人がつからない

とと思います。

協力していただく考えはあるとのことによろしいですね。諸問題を検討、解決しながらやっていくということによろしいですね。答弁はよろしいです。

次に、避難場所の分散について、私、先ほど言いましたように、体育館と、それと公民館、その辺で具体的にどうするかということをお伺いしたかったんですけども、ちょっとそしたら、分かりやすく話を変えます。

河合町体育館、平時では何人の避難者を収容予定していますか。中央公民館、平時では何人、それと、できれば今回コロナ対策においてそれはどういうふうを考えているのか、その辺を述べてください。

○安心安全推進課長（吉川浩行） はい。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） まず、平時の町立体育館の避難想定人数なんですけれども、まず、町立体育館が800人です。続きまして、中央公民館につきましては約1,150人となっております。

まず、その後、コロナ時なんですけれども、2メートル間隔を保ちまして、町立体育館が約330人、中央公民館が470人となっております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

昨日も地震等があったときに約7,000名の避難者が出るというふうにお話いただきましたけれども、7,000名は今の、確かに旧の防災マップよりか1か所ですか、27がたしか28になったと思うんですけれども、その28の避難所で7,000名が収容できるんですか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 昨日申し上げました中央構造線断層帯で7,000名というお話をさせていただきました。そのときに28避難所ではなかなか難しいかなと考えております。なおかつ、このコロナ対策で2メートルというソーシャルディスタンスを確保するとすると、非常に厳しい状況だと考えております。

そこで、昨日も申し上げましたように、まず、避難者にならないということで、1981年、昭和56年以前の建物についてはしっかりと耐震改修をしていただいて、自宅で避難していた

だく、そういうことを訴えてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 避難するときに、先ほどからも話出ていましたけれども、自助、共助、公助、近助と今言われていますけれども、今回の当町の防災マップにも丁寧に書かれています。これやはり住民の皆さんが一番頼りにしているのは公助なんですよ。

だから、そこに行けば何とか助けてもらえると。やはり各自で家で何とか避難する。それも1つの避難方法になっています、国からの指針でも出ている。言えば自宅内避難ということで、もし水害のときには2階から3階へとなっています。世帯別の避難、テントとか空き家を使う。

私は残っている3番目、河合町にはこれが必要じゃないかなと思っています。広域避難、自治体から自治体へ。当町にはホテルとか観光業のそういう旅館とかありません。お願いするところもありません。だから、町外に避難するというのも想定して近隣市町村、もしくは少し離れたところでも協定等を結ぶ必要があると思います。そうじゃないと、避難されると見込まれている7,000名、守っていくことは町としてはできないと思います。

それと、避難所についてはトイレ等の問題も、ご存じだと思いますけれども、かなり出てくると思います。だから、その辺、避難をどうしていくかということを開きたかったんですけども、具体的に。河合町立体育館、中央公民館、河合町立体育館はエアコン効きませんね。私は個人的にはエアコンの効かないような避難所は避難所じゃないと。

岡山県総社市は犬猫のペット避難しています、庁舎の一部に。やはり犬猫でもちゃんとした避難所があるのに、人が入る避難所が耐震はできていない。できていませんね耐震。たしか私聞いているところによると中央公民館、それから町立の体育館耐震できていません。耐震できていないようなところに避難させるというのは、基本的な考え方が間違っているんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 確かに議員おっしゃるように、公助は非常に大切だと考えております。ただ、阪神・淡路大震災のときには自助、近助、共助で8割の方が助けられたという事実も、これまたしかりでございます。

自治体間の移動ということで、今一番心配されている東南海・南海地震ですが、海溝型になりますと非常に広域の被害となりますので、なかなか協定を締結してそちらで助けていた

だこうというのは難しいかなと考えております。

トイレについてでございますが、中央公民館、体育館、災害用のマンホールトイレというのを事前に設置してございます。そういったものを利用していきいたいなと思っております。

クーラー施設もちろんございません。それにつきましては、移動用のエアコンというのも開発されておりますので、そういったものを利用していきいたいなと考えております。

それと耐震性、おっしゃるとおりございません。それにつきましては、3小の利活用というところで、そちらのほうに機能を持って行って対応したいなと考えております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 3小を利用するということではるんですけれども、それは私も賛成しております。3小にはまだ用途がはっきり決まっていないので、グラウンドも残っております。そこに個別に各家庭ごと隔離できるように簡易テントも張れます。そういう意味では、やっぱりグラウンドは最後の最後まで残す必要があるんじゃないかなと私は考えています。

それと、今避難所の運用マニュアルというのがありますか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 第3小学校のグラウンドにつきましては、昨日も議論があったところですが、そういうご意見があるということは真摯に受け止めて、検討してまいりたいと考えております。

避難マニュアル当然ございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） その運用マニュアルというのは感染防止策が盛り込まれた運用マニュアルですか。もし、そうじゃなければ、もう今日でも明日でも、すぐにでも感染防止策が盛り込まれた運用マニュアルというのを今作る必要ありませんか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 確かに新型コロナウイルス感染症の対応はまだ盛り込まれておりません。それにつきましては、近隣で発表されているマニュアル作成指針、そういったものを参考にしながら早急に対応してまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） あと、それと、避難所の点検を近日行いたいと私自身も思っているんですけれども、各備蓄品というのはまだまだ分かりませんが、そろっているのでしょうか。

それと、防災マップには出ていませんけれども、コロナ対策において避難するときにはマスク、体温計、消毒液、手洗い石けんなどをお持ちの方は持参していただくというようなお願いも必要と思うんですけれども、その辺はやっておりますか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 災害の備蓄品に関しましては、必要最小限の物はそろっておると思っております。ただ、新型コロナに関しましては、今回の臨時交付金で必要な物をそろえてまいりたいと考えております。

先ほど申しましたマニュアルですね、これからマニュアル作成していくんですが、その中に避難時には体温計であるとか、常備薬であるとか、そういったものを準備していただきますように事前に案内はさせていただきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

あと、それと、先ほどから何回もお名前出ていましたけれども、イージードームハウス、私もまだ見せていただいたこともないんですけれども、今回8個ですか、640万円ほど、やっぱり高額な物なのでぜひ見たいと。住民の方もかなりそういうふうなお声も上がっております。先日もいつプレゼンしてくれるんですかという話、まだ返事いただいていないので、それは早急にしていただきたいと。答弁のほうはよろしいです。

あと、それと、防災無線の件なんですけれども、やはり先ほども聞きましたように、日本で何本かの指に入るようなそういうメーカーが2億ほどのお金を、皆さんの税金を使ってデジタル無線化しているんです。あと数年でアナログが駄目やというのを分かっています。デジタル化、そのときしなくても、しないといけません、もう聞こえなくなりますので。

ただ、住民の皆さんからの声というのは聞こえて当たり前なのが聞こえない。何のために高いお金を使ってデジタル化したのか。前のアナログ受信機のほうが雑音は入るが聞こえたとの厳しい意見をいただいております。もう住民の声に対してどう講じていく考えであるのか教えてください。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 防災行政無線でございます。これにつきましては、様々なご意見

がございます。聞こえないという声と同時に、反対に非常にうるさいんだという声も多くございます。

双方のご意見、なかなか整合を取るの難しい状況です。そういった状況を少しでも改善しようということで、昨年基準を設けまして音達試験、音がどれだけ届いているかという試験を行いました。音達基準を満たしていない箇所につきましては、再調整するなどしております。その際、これまで対応していなかった各屋外拡声子局ごとの音量調整も可能としております。一部音量を絞っているところもございますが、防災情報など命に関わるような情報につきましては、最大音量で流れるように設定してございます。そういった調整をした上で、今この現状にあるということをご理解いただきたいと思っております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私はそういうメーカーで諸先輩が決めていただいていたデジタル無線というのは、今の形であれば河合町の失策と思っています。

私は、もう人が決めることですから失敗はあると思うんです。その代わり、そのときにごめんなさいと、何で駄目やったんかという検証、説明、そして今後どうしていくかの青写真を出さないから、住民の皆さんに説明がないからいろんな怒りの声が出ていると思うんです。説明責任があると思うんです。

だから、近隣で、規模は違いますけれども、2017年7月8億2,080万円で葛城市は防災無線、デジタル無線配備しています。そのときに、向こうの担当者は絶対に戸別受信機も必要やという話をしたけれども、河合町はお金がないので無理やということでつけなかったというふうには伺っております。

実際、向こうの人口はそのとき3万6,000人、河合町は1万7,000人とすれば、やはり金額もそれだけ違いますし、もちろん。ただ、向こうの今の現状のデジタル無線というのは各家庭に1つ、定価四、五万ですかね、そのメーカーは。家が広い方については2万7,000円で2台目をつけてもらえるというふうなやっぱりところまで。そのデジタル無線というのは、今聞き取りにくかったなと思ったら、ボタンをもう一回押したら、もう一度今の放送が聞けるというふうに、かなり便利です。

だから、やっぱり僕が思うのはすぐに対応できないときには1年後、5年後、はっきり言うてうちのNECでそれをつけたら1台10万円ぐらいかかると言うていました。だから、それ自体もやっぱりメーカーの選定、今後の先の見方は間違っていたんじゃないかなと、私は

思います。

やはり原点を確認したいと思います。安心して住めるまちをつくりたいと私は思いますが、理事者の皆さんも一緒ですよ。その辺ちょっとどういうふうに青写真出していくのか教えてください。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 防災行政無線につきましては、今後どうするということですが、これまで同様登録メールであったり、電話、ファクス、ホームページ、そういったツールを利用させていただくということを幾度となく案内してまいりたいと考えております。

葛城市につきましては、もともとアナログのときに戸別受信機というのが葛城市、河合町、双方ともにございました。という状況が似通っていたところから、幾度となく情報共有はさせていただいております。

その中で、河合町としても戸別受信機はぜひ必要であるということで、我々は予算計上をさせていただいたんですが、当時幾度となく議論を重ねてまいりましたが、必要ではないという反対意見も多くありましたので実現しなかったという経緯がございます。1台戸別受信機、デジタル分について四、五万かかる、それにつきましても、河合町も同程度の金額だったと考えております。

また、電話によってももう一度聞いていただくというシステムもございますので、そのあたりはしっかりと今後も情報発信してまいりたいと考えております。

安心というところでございますが、当然のこととして安心・安全なまちづくり、我々河合町、平成19年から日本一安心で安全なまちづくりを目指していくという方針を示しておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もう少し、私お願いしたいんですけども、アンテナ張って始業の5分前ぐらいにでもインターネットで各市町村の新しい動きはないかとか、そういうふうな情報収集しませんか。

ほんで、先進事例を学びたい、やる気のある職員の方も多数存在しています。研修や他市町村に学びにいきたいとの声を摘むような行動、発言は私自身は個人的には許しません。

ほんで、近隣、和歌山県橋本市では、先ほど少し答弁でもありましたけれども、防災行政無線で放送した内容で重要な情報についてはフリーダイヤル、だから、NTTだけのものやったらあかんので楽天のフリーボイス、そういうふうな低価格で3回線ぐらい契約すれば、

河合町の財政でもできると思います。

橋本市がやっているのは、そのときに各家庭に3万枚をシール、そのフリーダイヤルの番号を冷蔵庫に貼ってくださいと、玄関に貼ってくださいと言うことで、13万円ぐらいの経費でやっておりますわ。

だから、そういうふうなことでやろうと思ったらいろんな手段があるわけですね。それをやっぱりやらんというのは、私はさっき失礼なことを聞いたかも分かりませんが、そういうことを聞きたいと思います。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 職員に先進的な事例を学んできたかどうかというところですが、この防災行政無線を導入するに当たりまして、本当に様々なツールを検討してまいりました。

例えばMCA無線、V-Low、マルチメディア、280メガヘルツのポケベルと利用したシステム、携帯メール、タブレットのアプリ、テレビの自動起動装置、そういった様々な検討を加えた上で、こういう形を取っております。

そのときにも議員各位と本当に回数を重ねて議論をした結果、こういう形になっているというところをご理解をいただきたいと思います。

L I N E @というところでも緊急時には発信をしております。それとエリアメール、当然発信をさせていただきます。それから、事前に登録をいただいた方には電話で案内をしておりますし、ファクスでも案内をしております。

聞きそびれたという場合には、これちょっと個人負担が要るんですが、電話で問合せいただければ、電話で内容を確認できるというシステムもございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほど私が言ったフリーダイヤル、楽天のフリートークかな、何かそういうふうな各社やっておりますわ。ごめんなさい、フリーボイス。だから、そういうようなのは、町負担で町民の方に負担なくできますけれども、その辺もちょっとしっかりと検討して考えたほうがいいと思います。

それと、やはり今までいろんな協議されていたと思うんですけども、天下のNECさんが雨降って雨戸閉めたら聞こえへんというようなことを注意していると思うんです、河合町

に。そのときの決めた担当者がやっぱりその辺が、僕は感覚がおかしいかったんじゃないかと思っています。

だから、聞くところによると、今聞こえていない地域、数、町はつかんでいると聞いています。その方にどういうふうにして、高いものでも毎年50軒ずつでも配布していくのか、そういうデジタルラジオを。

今、目の不自由な方には文字が走るようなやつをつけております、河合町では。ただ、それも高価な物です。だから、その高価な物を何とかちゃんと青写真を皆さんに言うて、今年から50台ずつつけていくとか、希望者に。そういうようなことをやらんと、やっぱりいつまでたっても聞こえる、聞こえへん。

先ほども音がうるさいという話ありましたけれども、音がうるさい、私は夜働いているから、昼寝していると。そやけど……

○議長（杵本光清） 佐藤議員、質問まとめてください。

○4番（佐藤利治） はい。

その人1人をわがまま、その人の意見を聞くのも大事ですけども、その地域の人何百人の命がかかっているんです。やっぱり緊急で必要やから大音量で流すわけです。それがちょっとその辺がおかしいんじゃないかなと。その個人を守るためには、窓を強化したり、二重にしたり、それとか、マイクの向きを変えたり、いろんな手だてはあると思います。

お互いにもっとこれから絶対にやっていかなあかんことなので、協議を重ねていきましょう。

以上です。

○議長（杵本光清） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、13時といたします。

休憩 午前 11時23分

再開 午後 1時00分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） このたび、午前の本会議において、正式に発言の許可も得ず発言したことを陳謝します。

○議長（杵本光清） 長谷川議員には、議長より注意をさせていただきます。

それでは、午後の議事日程を再開いたしたいと思います。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（杵本光清） 8番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

（13番 谷本昌弘 登壇）

○13番（谷本昌弘） 議席番号13番、谷本昌弘、通告書に従いまして、次の質問をさせていただきます。

大きく1番、新型コロナウイルスについてでございます。

2019年の秋、中国武漢に端を発し、瞬く間に世界に拡散し、2020年6月現在、世界196ヶ国で感染者729万人、死者41万人と、近年まれに見るウイルスの出現に、世界中がパニックに陥りました。

各国々では空路を断ち、陸路を断ち、物流までも断ち切り、まちそのものを完全にロックダウンし、なおかつステイホームというものを敢行して防御している現在です。

あらゆるスポーツの禁止、文化・芸術活動、様々なイベント、交流などの禁止、全てが中止され、未曾有の大惨事が進行しております。

日本国内におきましても感染者1万7,000人、死者865人、奈良県内におきましても感染者92人、死者2人を出し、しかしながら、幸い我が河合町内には今のところ感染者ゼロということで事なきを得ておりますが、決して対岸の火事では済まされません。河合町内及び近隣町からも実にたくさんの方々が大阪へ通勤、通学されております。いつ河合町からも感染者が出てもおかしくないような状況です。

さらに、今後今の波が去っても第2波、第3波というものが必ず起こり得ます。河合町内におきましても、独自の支援策が取られておりますが、それらが万全でしょうかと改めてお

尋ねいたします。

小さく1番目に、コロナウイルスでは、高熱などの症状が出て、PCRの検査をなかなか個人的には受けられないと報道されております。行政としても、近隣町との連携、情報供給、医療機関などとの連携をどのように取られているのか、お聞きいたします。

小さく2番、緊急事態に備えての対策として、町職員の皆様方全体に周知徹底させるためのマニュアルなどを作成されておられるのか、あるいは対応をされておられるのか。

小さく3番目、政府支給の給付金、1人10万円の申請手続など、高齢のため自分では申請できない人のために、行き届いた対策や手助けはされておられるのか。

大きく2番目、課の増設についてお聞きいたします。

今年の4月に人事異動がございました。財政難の中にあつて、新しい課が設けられております。課によっては職員数も少なく、何々係という係でも十分に機能できないのかと。また、役職の人数も大変多く、一般職員のほうがむしろ少ないのではと、そのような感じさえいたします。厳しい財政難の折、もっとスリムな行政組織にできないのかといったように思われます。

しかしながら、新しい町長の下で、今回川合市場を舞台に漫画化にし、見える化として新企画されております。私も以前から河合町のこの役場内にぜひ観光課というものの設置を幾度となく質問してきましたが、今回の新しい課にぜひこの観光係の設置を提案できないものかといいたします。

再質問は自席にて行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 組織に関連しておりますそういうご質問がありましたので、大きな2番、課の増設につきましてのご質問に対しまして、私のほうからちょっとお答えをいたします。

組織改革におきまして、組織のスリム化は非常に重要なポイントであると認識しております。その意識を持ちつつも、必要な部署には必要な人員配置をしなければならないと考えており、今回の人事異動に併せた組織改編もその一つであります。

広報かわい5月号にも、そのことについて私の思いを述べさせていただいているところで、この10年以上にわたり、職員採用を最小限に抑え、臨時職員の補充等の工夫を行うことで、行政サービスの維持を図りながら、人件費の抑制を続けてまいりました。

しかしながら、現代社会の急速な変動に対応するとともに、将来の体制強化を図っていく

上では、現行の組織では少々不安感も否めないと感じていたところです。

今回の広報広聴課の新設は、それに対する将来への第一歩であり、今後も町民の皆様方のご意見も随所に反映させながら改革を進めてまいりたいと考えております。

私は、就任以来一貫して町民の皆様のご意見に耳を傾け、開かれた行政を推し進めていきたいと考えております。

また、町議時代の平成28年12月議会におきまして、地域の活性化のために縦割りではなく、観光課題の解決に向けまして、統括的な情報発信や計画的な取組ができる組織が必要と述べました。

そこで、町の魅力を総合的に取りまとめ発信すると同時に、より多くのご意見をお聴きするために広報広聴課を新設いたしました。町の魅力を観光分野に生かすことも重要な考えの一つであります。広報広聴課は、町全体のスポークスマンとしての役割を担うことを目標としております。

また、川合市場物語の漫画について、お褒めいただきましてありがとうございます。町の魅力の見せ方の工夫も広報広聴課の重要な仕事の一つです。

馬見丘陵公園や史跡を初めとする町の魅力は重要な観光資源であると考え、観光に関することは広報広聴課の事務分掌として既に定めております。今後も、組織の改革については、スクラップ・アンド・ビルドを念頭に真に必要な職員数の確保や組織の改編に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 私のほうからは、新型コロナウイルスについてご説明させていただきます。

1番のコロナウイルスPCR検査ということですが、当初はなかなか受けられないというマスコミ報道もありましたが、現在は緊急性があればタイムリーに受診できるようになっております。河合町のあります中和保健所間内でも同様です。感染拡大防止対策を行いながら、医療提供体制についても、医療機関とともに機能回復を行いながら、第2波への備えも検討されています。

感染拡大防止のために最も大事なことは、感染者の早期発見、隔離です。その徹底のためPCR検査の対象拡大、検査能力を拡充、維持という6月5日付の奈良県の対応方針にも出されています。

また、近隣町との連携、情報共有、医療機関との連携ということですが、行政としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が国より出されましたが、当町も平成27年に策定されました同計画に基づき、国・県の指針に沿って体制整備蔓延予防防止策を講じてまいりました。

今回も、県保健所とは情報共有し、時には指導を受け、事業を継続してまいりました。今後も県や近隣町との連携はもとより、住民の皆様にご協力をいただきながら、本町における総合的な取組を進めるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、関係機関との情報共有と連携を密に図り、町行政として行い得る対策に取り組んでまいります。

また、職員全体への周知徹底ということですが、同じく平成27年に策定されました当町の新型インフルエンザ行動計画に基づき、ガイドラインに感染予防対策に取り組んでまいりました。職員間では常に情報共有し、感染予防を意識しながら業務を現在も行ってまいります。

以上です。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 私のほうからは、定額給付金についてお答えさせていただきます。

定額給付金、6月10日現在におきまして、対象世帯数7,858世帯に対しまして振り込みが完了した世帯7,398世帯、約94%の振り込みが完了しております。

その申請につきましては、高齢福祉課包括支援センター、あるいは社会福祉課等にパンフレット、記載要領を置き、ケアマネさん、あるいは各種施設への周知、それと、民生児童委員会の皆さんへの依頼などを行っております。実際、数件は民生児童委員さんに対応していただいた案件もございました。

また、庁舎の2階に給付金の窓口を設けております。連日多くの電話の問合せ、あるいは窓口の相談に対応してきたところでございます。その結果、窓口での申請受付をした件数425件、6月10日現在であったところでございます。

今後につきましては、未申請の方に簡易書留等により通知を行うことを考えております。併せて大字自治会、あるいは民生児童委員さんにも協力をお願いするなど、未申請をなくすように努めてまいります。

もし書き方等分からないなどの質問がございましたら、町の定額給付金担当窓口まで連絡をいただければ、すぐに対応をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） それでは、まず大きく2番目の広報広聴課のほうからお聞きいたします。

今まで係であった課が、係から課、何々広報広聴課というものに昇格したのは、そしたら、非常に業務が多忙になって煩雑化したという、そのような中身で課に昇格したということでよろしんですか、お聞きします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、谷本議員おっしゃっていただいたその内容です。

それから、やっぱり私もかつて議会議員のときに何で観光課がないのかなということでご質問させていただきました。考えていただいたらいいかなと思いますのは、広報広聴課がその役割を担うということでごちょっと認識していただいたらいいかなということを考えております。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） その広報広聴課が河合町のそういう窓口になると。河合町そのものの売り込みに広報広聴課が窓口になって折衝するという形になりまして、改めてお聞きいたしますが、今度、先ほど述べましたように、河合町川合、いわゆる市場地区ですね、市場地区を漫画化として見える形で今度新しい企画で今進められております。その反響のほどはどのような答えが返ってきているのでしょうか。成果のほどですね、お願いします。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） この6月から7月にかけて、もうすぐ全戸にお届けできるかと思っております。この暮らしの便利帳、これで漫画を掲載しておりますが、ホームページでも掲載しております、それを見た住民さんからは非常に懐かしい、リアルに川合市場の町並みが再現されている、また、別のところでもこういう企画をしてほしいといった前向きな感想が寄せられております。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 確かに今おっしゃられましたように河合町川合、60年前にタイムスリップして、その当時の状況が詳しく紹介されておりますし、これは余談になりますが、私も

その60年前というのは川合の市場の漫画の中に出てくるヨシナカ百貨店、あるいはエンドウ理髪店、タツミ自転車店というような当時懐かしいお店に、同級生もおりましたので、私自身もあの付近にはよく遊びに行って、大変懐かしい思いであの漫画を読んだような記憶がしております。大変懐かしい気持ちで当時をしのいでおります。

河合町の売出しにぜひとも漫画化として新しい企画でされたことは非常にタイムリーやなと思っておる次第でございます。ぜひとも広報広聴課というものが、今、町長おっしゃられましたように観光課というものに匹敵するというような形で大きくなっていければ、河合町にとっては幸いなことと、私自身は河合町に観光課というものを設置してほしかったわけですが、広報広聴課がそのような形で窓口とするというような感じですので、それで納得いたします。

続きまして、政府から支給の10万円についてをちょっとお聞きいたします。

この書類申請、非常に高齢の方で少し目が疎くなった、あるいは体がちょっと不自由になったという方にとっては、非常に申請そのものの用紙、書きにくいし、また、免許証のコピーやら年金手帳のコピーをここへ貼り付けてもう一回再送付するという形ですね。これらの諸動作がなかなかしにくい高齢の方もたくさんおられると思います。

そこで、その返送率、役場のほうからその書類を先方に送って、その返ってきたあれが94%というふう聞いておまして、河合町で全体では約450世帯が返ってきていないということですね。450がうちはもう10万円ええというような状態になっておるわけですね。お聞きします。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） すみません、郵送させていただいた世帯が7,655世帯、すみません、これは6月10日現在です。返送済み7,201世帯、返送率はおっしゃるように94.1%、未返送のものが450世帯あります。

これにつきましては、現在、まだ日々毎日ように40件、50件という申請が出ております。その辺から、これ全部が申請できない世帯ということではないと考えております。

ただ、これがどこまで実際本当に返送できない方がどこまでおられるのかというのは今の時点ではまだ補足するのは非常に難しい状態でございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 私思うのは、そこに行政が手を差し伸べてほしいところですね。今

現在450件返っていないと。納得して、うちはもう10万円ええねんという方もその450件の中には大勢おられます。ところが10万円欲しいねんけれども、この書類の手続が煩雑でうまいこといかれへんと。コピーしてここへ写しを貼り付けてまた返送すると、こういう諸作業がちょっとしにくいから10万円欲しいねんけれども、なかなかこの書類が役場へ返送できないという方も中にはいらっしゃるはずです。それを、私、行政が先ほどおっしゃられました民生の方のお手伝いもしていただくのも当然かと思いますが、それをやってほしいわけですね。

必ず欲しいねんけれども、できない。あるいはその書類がどこか行ってしもうたと。ここにあったやつがどこか行ってしもうて紛失して、この書類がなくなったというような方も中にはお年寄りの方ですので、中にはいてはる可能性もありますので、そのような方を行政はどこまで探し出していくのかといったことなどをちょっとお聞きいたします。そのような人たちのために。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） すみません、まず、未申請者の方を抽出いたしまして、その上で、民生児童委員さん、あるいは包括支援センター、障害の担当課、この辺と調整をさせていただいた上で、本人の意思を持って申請をされないのか、あるいはそういう議員おっしゃるような状態になって申請できないのか、その辺のことを見極めなければならないとは考えております。

それをもちまして、職員で対応するなり、あるいは民生児童委員さんが対応するなり、その辺のことにつきましては、自治会とも相談しながら対応はしていきたい。できる限り申請される方の側に立った対応は心がけるようにしております。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 今、部長にお聞きしたように、周囲の方の、民生の方、あるいはそれ以外の近隣の方の助け、必ず必要かと思しますので、受給の資格のある方にはできる限り受給されるように望んでおりますので、行政のほうもできるだけそのような方に手を差し伸べて協力してあげてほしいなと思っておりますので、時間は余りましたが、私の質問これで終わります。

○議長（杵本光清） これにて谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

◇ 梅 野 美智代

○議長（杵本光清） 9番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 議席番号3番、梅野美智代です。通告書に基づき、一般質問いたします。

学校再開に向けてのこれまでの取組と今後の課題について3点と、子供のいじめ問題についての4点を質問いたします。

学校再開に際し、3つの密を徹底的に避ける、マスクの着用及び手洗いなどの手指衛生など、基本的な感染対策を継続する新しい生活様式が始まりました。また、休校中に先生方による学習支援動画の配信がありました。緊急を要する中での4町での協力しての迅速な取組に感謝いたします。

しかし、各家庭のネット環境は様々で、アンケート結果を見ても、小学校では約15%、中学校では約8%の家庭でネット環境が整っていないということが分かりました。また、ネット環境は整っていても、児童が1人で操作することは難しく、特に低学年の児童には保護者がつきっきりでないと見ることができない等の声を聴きました。今後のICT環境の整備に向けて、今回の動画配信の効果と今後の課題についての考えをお聞かせください。

2点目は、休校で遅れた児童生徒の学習を取り戻すための今後の対応についてです。3月から5月までの3ヶ月の学習の遅れと今後どのように取り戻していくのかをお聞かせください。

3点目に、長期休暇後、学校へ行きにくい子供の心のケアをどのように行っていくのか、お答えください。

次に、子供のいじめ問題について。

いじめ防止対策推進法の施行から6年が経過しましたが、残念ながら今でもいじめが原因とされる痛ましい事件が後を絶ちません。いじめを、児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じるものとするとして定義されています。

近年のいじめは冷やかしかからからかい、遊ぶふりをしながら暴力、また、無視や仲間外れ、それには多くのネット上の中傷などが主な原因だと思います。

このようないじめが起こった場合の学校と教育委員会との連携や速やかで適切な対応が早期解決につながるものと思います。また、学校には心の面でのサポートを行うスクールカウンセラーが配置されています。

しかしながら、最近のいじめには子供や家庭が抱える複雑な問題が絡んでいることが多く、関係機関との調査を図りながら支援していくことも必要だと考えます。

このようなことから、4点質問させていただきます。

1点目、本町の小中学校のいじめの現状と過去にいじめとして取り扱われた事例はありますか。

2点目に、児童生徒や保護者、地域住民からの相談や通報があった場合、どのような対応をしていますか。

3点目に、不登校及び学校外での問題行動の対応について、学校、教育委員会としてどのような体制を取られていますかをお聞かせください。

最後に4点目、いじめ対策としての今後の取組についてお聞かせください。

なお、再質問は自席にて行います。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず初めに、学校再開に向けてのこれまでの取組と今後の課題についてでございます。

1つ目といたしまして、休校中の学習支援動画の配信による効果と課題についてでございます。

北葛城郡4町の小中学校21校が協力して学習支援動画を作成し、子供たちの家庭での支援を実施いたしました。動画のアップ数につきましては、小学校で75本、中学校で57本、合計132本を作成していただきました。

5月13日から配信を開始し、ネット環境が未整備の家庭にはパソコンやDVDの貸出しをして、全ての児童生徒に家庭学習ができる環境を整えました。5月の後半頃には、動画配信を活用して学校が配布する課題プリントを実施した学校もございます。

動画を作成したことにより、先生のスキルアップにもつながったと考えております。また、今回作成した動画を使って、予習も兼ねて学校再開後も学校の授業で活用しております。

2つ目、休校での遅れた児童生徒の学習を取り戻すための今後の対応についてでございます。

現在、6月1日から学校を再開し、分散登校（地区別）により登校のほうしております。午前と午後に分かれての登校なので、先生が1日2回の同じ授業をしております。

来週6月15日からは通常登校になります。休校により遅れた児童生徒の学習を取り戻すために、各学校で様々な取組を行っていただきます。例えば夏休みの短縮、体育大会の縮小、文化祭や合唱コンクールの中止など、事前に準備が必要な行事の時間を学習時間に当てる予定をしております。

また、小学校では朝の読書の時間を授業に当て、約15分間から20分間の授業を積み重ね、2日、3日で1時間分の授業時間の確保を行います。

3つ目、長期休校後の学校に行きにくい子供の心のケアについてでございます。

4月の始業式、入学式の出席状況については、新型コロナウイルス感染症に伴う登校不安を含めた欠席者が小学校で33人、中学校で7人でしたが、6月の学校再開に合わせて欠席者の確認をしたところ、小学校が8人、中学校が6人でした。4月は新型コロナウイルス感染症に伴う登校不安が多くいましたが、緊急事態宣言も解除され、新型コロナウイルス感染症に伴う登校不安は大幅に解消されています。

また、第2中学校では、今まで不登校となっていた生徒が長期休校後に学校に登校するというようなことがございました。新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、養護教育やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等については配慮していきます。

次に、子供のいじめ問題についてでございます。

1つ目、本町の小中学校のいじめの状況と過去にいじめとして取り扱われた事例についてでございます。

過去2年間のいじめの認知件数につきましては、平成30年度、小学校57件、中学校14件、合計71件でございます。うち解消済みが小学校で42件、中学校で12件、合計54件でございます。令和元年度につきましては、小学校78件、中学校12件、合計90件、うち解消済みが小学校69件、中学校12件、合計81件でございます。

いじめの原因といたしましては、小中学校とも冷やかしかからかい、悪口等嫌なことを言われる、仲間はずれ、無視されるがほとんどでございます。

2つ目、相談や通報があった場合、どのような対応をしていますか。

特に小学校では、いじめられた児童への対応として、学級担任、ほかの教職員、スクールカウンセラーが面談し、継続的に面談のほうを行っております。また、家庭訪問を実施し、保護者との連携を図っております。

3つ目、不登校及び学校外での問題行動の対応について。

不登校になったきっかけと考える状況は、小学校では親子関係をめぐる問題や不安などの情緒的混乱が多く、続いて友人関係や学業不振が考えられます。中学校では病気による欠席や怠惰無気力が一番多く、続いて情緒的混乱が考えられます。教育相談やスクールカウンセラーが面談、家庭訪問等の対応をしております。

4つ目、いじめ対策としての今後の取組についてでございます。

いじめは、どこの子供にも、どこ和学校にでも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要であると考えます。教育委員会といたしましても、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、町、学校、家庭、地域社会その他の関係者が連携の下、地域ぐるみでいじめ問題の克服に向けて、取組を総括的かつ効果的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 昨日、馬場議員の質問もありました。答える機会はなかったんですけども、ご質問いただいております。今、中尾課長のほうからの答弁もありましたが、私のほうからは、休校で遅れた児童生徒の学習を取り戻すための今後の対応についてということでお答えしたいと思います。

学習指導要領では、各学年に応じまして、年間の授業時数は少し差があるんですけども、約1,000時間前後で決まっています。それは必ず実行しなければならない授業時数です。1年が終わりましたら、本当にできたのかどうかということで県教育委員会のほうにも報告はあるんですけども、そういう状況になっております。

ただし、4月、5月の休校で約150から160時間前後授業が行われていない状況になっております。今後、授業時数の確保のため、夏休み、冬休みの短縮や学校行事の見直しが行われる予定であります。

授業も今後の検討課題になると思いますが、6時間目や7時間の増設、それにクラブ、委員会の時間を通常授業に振り替えたり、それから高校によりましては土曜授業の実施も考えられるような、そういう状況になっております。

また、学校内におきましては、始業時間を早めたり、昼休みを縮めたり、掃除の時間の工夫、各授業時間の5分短縮、また、課長の答弁の中にもありましたけれども、朝の会をなくして1日15分から20分のそういう短い授業を実施しまして、2日ないし3日で1時間にカウントする、そういうモジュール授業も多分検討課題になっていくように考えております。

それでも4月、5月の不足を取り戻すためには年間授業時数のマイナスが見込まれると思います。

とにかく、今申し上げましたのは全国的な課題になっておりますが、課題解決につきましては、先ほど課長申し上げましたように、教育委員会に今いろんな観点を提案させていただきまして、より効果が上がるように努めてまいりたいと思います。

何とか子供たちのそういう教育を守るということで、また協力よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

まず、学校再開に向けての取組について再質問させていただきます。

休校が続き、子供、保護者、教師といった学校関係者はもちろん、社会全体としても教育に対して不安を抱いた3か月でした。課題プリントが配布されたものの、長期化するコロナ禍の中で頑張り続けることは難しく、保護者の負担も非常に大きいという問題が露呈してきました。

また、学校が再開されましたが、しばらくは午前授業や分散登校となり、授業時数は減っている現状があります。いつ第2波が到来してもおかしくないと誰もが危機感を感じながら過ごす日々の中で、今私たちにできることは、再び学校に通えなくなることを十分に想定して行動していくことです。

今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1人1台のタブレット端末の3分の2を整備されましたが、学校再編に向けて今回文科省が発表した数字では、全ての児童生徒が家庭でICTを活用する環境が必要と指摘し、自治体に早期整備を求めています。

また、配備した学習用端末などは児童生徒に貸与し、自宅で利用できるように推進されています。第2次補正予算案の臨時交付金で、残りの3分の1の1人1台のタブレット端末をいち早く配置してはいかがでしょうか。

タブレットを導入したからといって、家庭で使用できるようになるには十分な時間を要します。子供たちがただ学校でタブレットを借りて家庭へ持ち帰るといっわけにはいきません。家庭での混乱を招いてしまいます。まずは先生方がきちんと指導を受け、授業内で使用ができるだけの技術を身につけ、その後、子供たちへ使用方法を教育し、実際に校内での使用に慣れてから持ち帰る必要があります。特に小学校低学年の子供たちには時間を要することが考えられます。また、合わせて情報モラル教育についても指導していく必要があると思います。このような時間を考えると、今すぐに購入を行っても早いとは思いません。

また、全国的にICT機器の早期導入が騒がれている今日、市場ではタブレット端末の品薄状態が続いており、納品に時間がかかるとの回答を得ている市町村もあるようです。このままではどんどん先送りになってしまうのではないかと心配です。

このような理由から、第2次補正予算の臨時交付金で残り3分の1の1人1台のタブレット端末の早急な配備を要望します。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、オンライン教育というか、先生が作っていただきました動画につきましては一定の成果が得られたのかと考えております。

これからのICT環境の整備につきましては1人1台の早期実現ということで、国が言っておりますので進めていきます。

今回1人1台に対する3分の2の分、こちらにつきましては奈良県の共同調達、こちらのほうで購入をするということで進めております。現在、奈良県全体におきましても約9万件タブレットの購入ということで進めております。また、残りの3分の1につきましては、令和4年までの購入ということで予定どおり予定をさせていただいております。ただし、議員おっしゃっていただいたような形での交付金等があれば早期実現に向けて進めていけたらと考えています。

また、今度の実施する校内LANの整備、それも全て終わった状況になりましたら、児童生徒にももちろん使い方を説明する先生への研修、また指導というのも必ず必要になってきます。また、そういうのを終えて、家庭学習で端末機を使えるようになるということになるには、家庭内のネット環境、こちらが整備されていないと今の現状では使えないということになります。ネット環境が整備できていない家庭につきましては、どこでも使えるWi-Fiの貸与など今後検討していく必要があります。

しかし、その後の通信費などの問題も数多くまだ課題としては残っております。インターネットの接続に対する制限、また管理についても問題があると考えております。しかし、国の動きにつきましては早期実現ということになっておりますので、しっかりと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

次世代に向けた人材育成を図るためにも、ICT環境整備は教育の質向上になると期待されています。校内での双方向型の一斉授業や子供一人一人の状況に応じた個別学習ネットや動画を活用した授業を可能にするためにも、いち早く配備をしていただきたく思います。

次に、いじめ問題について再質問させていただきます。

先ほどの回答により、いじめ事情に対し、校内ではスクールカウンセラーを活用し、児童生徒、保護者、教員が問題を1人で抱えることのないよう取り組まれていることは分かりました。しかし、時代の流れとともに、いじめの種類も私たちの子供の頃とは大きく変化し、見えるいじめから見えないいじめへと変化してきています。

つい先日もSNS上での誹謗中傷により若い命が絶たれてしまうという痛ましい事件が起きました。幾ら教師や保護者がアンテナを張っていても見えない部分が多くあります。特に先ほど述べたICT端末の活用には、このような危険性が含まれています。下手すれば、学校内でそのような状況を生み出しかねません。

このような目に見えないいじめを生み出さないためにも、各学校において子供たちに向けしっかりと情報モラル教育を行うことが大切だと考えます。また、児童だけでなく保護者に対しても、外部講師を招くなどして、インターネットの恐ろしさや家庭でのルールづくりなどきちんと周知していき、家庭で見守っていただく必要があると思います。

そういった情報モラルについての指導についてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 毎年、情報モラル教育ということで、4月の校長会のときに教育委員会から校長先生のほうにいじめ問題に対する取組の一つとしてインターネットの件に

つきましても含ませていただいております。

また、細かい説明といたしましては、学校へは情報機器の利用によるいじめ対策の依頼ということで、パソコンやスマートフォン等の利用のマナーやルールについて保護者に協力を依頼しております。

また、誹謗中傷によるような書き込みにつきましては、悪質な動画等ネットのいじめを認知した場合は、削除等の迅速な対応を取るとともに、関係機関の連携をきっちりと図るように対応しております。

また、学校で行っている情報モラル教育についてですが、小学校につきましては、特に高学年への情報モラル教育ということになるんですけれども、講師といたしまして、警察のほうを招いて年に1回指導のほうをしていただいております。

また、最近オンラインゲームということで、友達同士でゲームをするというふうなことが増加しております。その中で、サバイバルゲームというのがあるんですけれども、その中で使う言葉遣い、こういったところは非常に注意を今後も呼びかけていく必要があるのではというふうに考えております。

中学校につきましては、情報モラル教育といたしまして中学2年生、こちらにつきましては、技術の時間で授業中に学ぶこととなっております。技術の先生が指導のほうをしております。

また、1年生1学期につきましては警察、またスクールサポートセンターから指導を受けて、また、3学期につきましては大学生を講師として来てもらい、スマートフォンの使い方、また怖さ、恐ろしさも含めて学んでいます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

新型コロナウイルスにより大勢で集まることは難しいと思いますが、保護者に向けては動画配信など、何か方法を考えていただきたいと思います。

最後に、不登校については主な原因を挙げいただきましたが、今現在年間30日以上欠席している児童生徒は何人いますか、教えてください。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 不登校の人数につきましては、30日以上欠席ということになりますので、前年度データとなりますが、小学校で10人、中学校で8人です。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

今、河合町内には何らかの原因で学校へ行きにくい児童生徒の居場所がないように感じます。保健室登校など、各学校内での取組はもちろん大切になってきていますが、不登校児童にとってほかの児童生徒に出会う学校という空間に足を運ぶということは高い壁になるということも考えられます。

近隣の市では、適応指導教室を福祉センターなどの校外施設に開設し、そこに通い、学習を進めることで、学校同様に出席日数として扱われるというような取組をされているようです。

教員OBやボランティアの方のお力をお借りして、そのような学校へ行きにくい児童の居場所づくりをしてはどうでしょうか。河合町内だけでは対象児童生徒が少ないのであれば、4町で協力してそのような場所をつくるのもいいのではないかと考えます。不登校児の居場所づくりについて考えをお聞かせください。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 不登校の居場所といたしまして、児童館、また保健室登校ということは把握しております。適応指導教室は学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本としております。また、そういった適応指導教室のほう、奈良市、または生駒市、市独自で適応指導教室を開設していますので、情報を集めていきたいと考えております。現時点では、町独自での開設については難しいと考えております。隣接している町の考えを聞いていきたいと考えております。

先生方も不登校の対応につきましては、きめ細やかな配慮をさせていただいておりますので、総合的な検討ということで、今後していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

私がお聞きしたのは、香芝市で適応指導教室をされていますが、校長先生のOBがボランティアでされているということです。町長は以前教育現場に携わっておられましたので、その辺の事情をよくお分かりだと思いますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど課長も申しあげましたけれども、不登校児童生徒の教育、それから学習権を保障する、守るということで、居場所づくりは本当に必要なことかなと強く感じております。

ちょうど私も木津川市の木津中学校の心の教育相談行っているときに、こういう生徒がおりました。中学校1年生の男子児童かなと思うんですけども、そういう適応指導教室に行ったり、また、うまく改善されたら学校来たり、行ったり来たりというそういう生徒もおりました。やはりそういう居場所をつくっていく必要はあるかなということを強く感じております。

ちょっと町内の中でできるかどうかということを検討していくとともに、近隣、北葛4町なり、ちょっといろんなことで意見交換させていただいて、そういう子供たちの居場所をつくっていくという方向で前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

住民の方にあそこのまちはいいなと言われたいようにも、その前に、河合町に住んでよかったと言ってもらえるまちづくりを願って、私の質問に変えさせていただきます。

○議長（杵本光清） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開、14時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（杵本光清） 10番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

本来であればクールビズの時期ですので、上着を着用あまりしないようにというお話なんですけれども、エアコンの風が強うございますと、私むせるたちでして、それを防止するために上着を着させていただいております。それと、マスクを着用、このタイミングだけ不着用の形でお許しいただければと思います。

設問としましては、2つほど用意しております。

1つ目は、行財政改革担当について、もう一つはハザードマップを基にした防災・減災体制の確認、この大きな2項目で質問をさせていただきます。

まず、1番目としまして、行財政改革担当について。

このたびは横山参事におかれましては、県庁職員から出向で河合町行政改革担当参事としてご着任いただきましてありがとうございます。大きな期待を持っておりますが、着任2か月ということもあり、以下の内容を質問として、今現状では一応県庁職員という立場の俯瞰した視点を持って、どのような見識をお持ちか、以下の内容で質問をさせていただきます。

細かい設問としましては、A、行財政改革担当職として、総務省平成31年地方財政の状況第3部の6、地方行政サービス改革の推進等についての見解と河合町の状況に照らし合わせ、まず何が改革の推進の核になるかを伺います。

B、続いて、地方財政サービス改革の動向にこういった文章がございます。厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供する必要があります。また、窓口業務を含む定型的業務を中心とした業務事業の民間委託の推進、指定管理者制度

等の活用、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体クラウドの導入、多彩なPPP／PFIの活用を優先的に検討する仕組みの構築など、積極的な業務改革の推進に努めることが必要であると示されているが、現在の河合町に今述べた事業を推進するため、検討に足る事業があれば、ご答弁ください。また、既に導入されていると判断される事業もご答弁くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、C、次に、河合町の予算計上について、情報システム更新・改修に係る費用計上が常に概算的な計上となっており、決算報告を見ても不明瞭な点があります。自治体クラウドの項にあるように、複数の地方公共団体が共同でサービス調達を行う事業の推進をしておりますが、河合町も検討すべきではないかと考えます。見解を伺います。

次、Dとして、給与の適正化及び適正な定員管理の推進についてですが、私としてはラスパイレス指数や地方公共団体の総職員数の増減では推し量ることのできない適正設定、判断基準ですね、そういったものが必要でないかと考えておりますが、見解を伺います。

E、併せて、将来の河合町の行政組織について、現在の分業体制とコア業務の職員固定化の並立体制を維持すべきか、明日からゼネラリストを育成する計画を推進し、少数精鋭の体制に移行する準備を推進し、コンパクトな組織構築を目指すべきか、または、ほかにお考えがあるか、見解を伺います。

大きな設問としての最後なのですが、Fとして、行財政改革担当参事を招聘した目的、その期間、その権限、評価基準として最高の成果として何を求めているのか、最低限として何を求めているのか、町長の方針を伺います。

続きまして、大きな設問2番、ハザードマップを基にした防災・減災体制の確認。

2020年3月発行のハザードマップが町内全戸に配布されました。様々な要因があったと思われませんが、なるべく早く町民のお手元にとという努力が感じられまして、町民の一人として感謝申し上げます。ありがとうございました。

内容を見ますと、平素伝えておくべきこと、心得や準備すべきこと、詳細にわたって記載されており、なおかつ分かりやすい内容だと思います。私個人としては、防災士として他の防災士資格を持つ方々との連携を図るため、これから組織を立ち上げる必要があるかなど、そのように感じております。

今回はハザードマップを基に浸水、洪水が予想される台風、大雨の際に、停電の状況が加わった場合の公助、行政機関が守る、そういった体制の確認を行いたいと思います。

設問A、災害対策本部が設置される河合町役場は電力供給区域のどのエリアになっており

ますか。また、停電となった場合、自主電源設備で何時間の供給を想定して準備しておりますか。また、その場合の職員間、消防団、自主防災組織との連絡手段はどのように確保することを想定し、整備されていますか。

設問B、町民の方々への連絡体制の確認として、河合町防災行政情報配信サービスの電話、ファクス、パソコンでの電子メール、そういった情報媒体での情報受取希望者への情報配信はどのようにされるのでしょうか。

防災行政無線等の電源は、停電時どのように確保されているのでしょうか。参考までに過去に各戸に配備されていた無線機の仕様も教えてください。

緊急速報メールについて、何度もアラーム音とともに近隣自治体のメールも受信され、内容の重要度の認識が薄れてしまっていること、または、受診情報端末の電源を切ってしまうこと等が問題点としてあります。今後、どのような対策を想定、検討されているか、進捗がありましたら教えてください。

また、情報伝達が不十分になることを想定し、近助の体制と、近い人たちで助けるという意味の近助ですね、それを実行するタイミングの働きかけが必要であります、今後ガイドラインを示す予定はありますでしょうか。

設問C、ハザードマップによると、浸水・洪水想定ゾーンに指定避難所が入っている地域、または囲まれてしまう地域があります。対象地域はどこへどのように避難してもらうか、行政機関が示しておかねばならないと考えます。ご答弁ください。

最後の設問としてD、これは町長にお答えいただきたいんですが、大川小学校津波訴訟はご存じでしょうか。児童103名のうち7割に当たる74名、それと教職員10名、合計84名が死亡、もしくは行方不明になり、その遺族のうち19家族29名の保護者が国家賠償訴訟を起こした事件です。判決が確定し、石巻市と宮城県に約14億3,600万円の支払いが命じられました。

事故検証報告書、261ページぐらいになるんですけども、その報告書の中には、事故の要因としてこのような文章があります。津波ハザードマップの示し方や避難所指定の在り方、災害時の広報、情報伝達体制など災害対策について広く社会として抱える要因、こういったことが事故の要因として明文化されておりました。これを河合町の体制に置き換えてどのように考えるか、見解と方針を改めて伺います。

再質問は自席にて行います。

以上でございます。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 行財政改革担当についてということで、Fのほうから答弁させていただきます。

行財政改革参事として招聘した目的、その期間、その権限、評価基準として最高の成果として何を求めているのか、最低限として何を求めているのか、町長の方針を伺います。このことについてお答えいたします。

河合町の厳しい財政状況の健全化やそのための確かな道筋を見いだすためには、思い切った行財政改革を断行する必要があると考えております。そのためには、奈良県の見識と支援が不可欠と判断して、就任以来県職員の派遣をお願いしてございましたところ、本年4月横山参事を派遣いただきました。

横山参事は、市町村振興課、財政課、公共工事の契約担当課、教職員の給与担当課、防災担当課で職務に当たられ、豊富な経験が行財政改革担当として適任者を派遣いただいたと思っております。

各部には部を統括する部長という管理職がありますが、参事は私の直轄としまして、部を横断した権限を有し、職務に当たってもらいます。

期間は2年間、その間に参事の能力と奈良県の見識と支援で健全化に向けた確かな道筋が見つけられるものと期待しております。

以上でございます。

○総務部参事（横山泰典） 議長。

○議長（杵本光清） 横山参事。

○総務部参事（横山泰典） まず、答弁に入らせていただく前に、議員のほうからご期待のお言葉をいただきまして、改めて気持ちを引き締めて職務を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、答弁に移らせていただきます。私には行財政改革担当職として5点ほどご質問をいただきました。

まず、1点目でございますが、総務省平成31年度地方財政の状況に記載の地方行政サービス改革の推進等についての見解と、河合町の状況に照らし合わせ、まず何が改革の推進の核になるかについてです。

地方行財政サービス改革の推進については、具体的には厳しい財政状況の下においても、質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供する必要がある、その手法として窓

口業務を含む定型的業務の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、庶務業務の集約化、自治体クラウドの導入、PPP/PFIの推進等の積極的な業務改革の推進、また、給与の適正化や適正な定員管理の推進などの取組について記述されているところです。

本町において、今後の厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するには、前例にとらわれることなく、民間委託や民間活力の導入、共同処理の実施など、あらゆる手法の活用を積極的に検討した上で、身軽で効率的な行政組織を実現していくことが必要と考えております。

このことにより、本町が抱えます最重要課題である財政健全化にもつながっていくものと考えています。

続きまして、2点目でございます。今述べられた民間委託等の事業の中で、本町において検討に足る事業、また、既に導入されていると判断されている事業、それから、3点目のほうで特にその中で自治体クラウドの検討についてのご質問をいただいております。併せて答弁のほうさせていただきます。

まず、自治体クラウドについてなんですが、本町では近隣の2市5町で住民情報系や税務、国保など22種類の基幹系業務システムの共同利用について、平成23年度から運用を開始しておりまして、当時は先進事例ということで多数の自治体から視察を受け入れたところです。

また、出退勤や休暇取得などを管理する庶務の管理システム、収入や支出の処理を行う財務会計システム、あるいは戸籍電算システムなどは、既にそれぞれ近隣市町と共同利用をしており、システムの関連経費の削減と事務の効率化を図っているところです。

また、指定管理者制度につきましてですが、こちらは制度が創設されたのは平成15年の地方自治法の改正というところになりますが、そのときに検討したことがありますが、現在のところまだ町では導入に至っておりません。導入の実績はありません。今後、総合福祉会館豆山の郷や文化会館まほろばホールなどでの導入ができないか、検討していく必要があると考えております。

PFIに関しましては、県内の市町村では樫原市や生駒市のほうなどで導入された事例があるということは承知しておりますが、いずれも事業規模が数十億規模というかなり大きなもので、河合町単独での事業でなかなか導入できる事業というのは難しいのではないかなというふうに考えております。

いずれにしても、今後とも、あらゆる民間との提携なりのPPPの手法についての導入の検討を行い、効率的・効果的な行政運営を行っていく必要があると考えております。

続きまして、4点目でございます。給与の適正化及び適正な定員管理の推進についてでございますが、まず、給与の適正化につきまして、ラスパイレス指数でございますが、地方公務員の給与制度のほうに国家公務員の給与制度のほうに準じるということにされていることから、給与の実態を把握し、その適正化を検討する上では、ラスパイレス指数というのは重要な指数であると考えております。

また、定員管理につきましても、職員数によって、類似団体との比較によって相対的妥当性を検証することは、適正な管理において重要なことであるというふうに考えられます。

なお、定員管理の手法として個々の業務量を基礎として職員数を算定することも理論上は可能かなということでございますが、その数値が客観的に妥当であるかどうかの証明が困難であるという課題もあると考えております。

一方、本町でのラスパイレス指数でございますが、全国の市区町村では最低レベルであるにも関わらず、予算に占める人件費の率が高いという傾向がございます。この課題を解決するためには、高齢職員の偏在をなくすなど、職員の年齢構成の適正化にも取り組んでいく必要があると考えております。

最後に、5点目でございます。将来の本町の行政組織についてのご質問でございます。

本町では、近年職員数の減少が主な原因で、職員の異動サイクルが長くなってきております。このことが、結果といたしまして、特定分野の専門的知識を有する職員というのは一定生まれておりますが、職員のいわゆる縦割り意識が強くなってしまいう傾向につながっている面もあるかなというふうに思われます。

特定分野のそういう専門的知識を有する職員の育成というのは、もちろん重要なことでございますが、今後、多くのそういう幹部職員の退職が見込まれていることから、将来の河合町を担っていく幅広い知識、経験、能力を持つ職員を育成していくことが、より重要になってくるのではないかと考えているところでございます。

また、限られた人員の中で困難な側面はあるかと思われませんが、特に中堅・若手職員に対しては、例えば町外での研修であるとか交流の機会を与えて、幅広い経験を積んでいかすことも必要ではないかなと考えております。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○安心安全推進課長（吉川浩行） 議長。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） 次に、ハザードマップを基にした防災・減災体制の確認と

いうことでお答えさせていただきます。

まず、現在備付けの非常用電源はございません。本庁舎の電力は関西電力株式会社奈良支社からの配電となっています。停電時には発動発電機を用い、投光器とかパソコン、コピー機などの非常用最低限の機器の電源といたします。

ただし、防災行政無線及びそれに連動する全国瞬時情報システム、いわゆる Jアラートです。また、奈良県情報ネットワークシステムの情報システムにつきましては、非常用電源は確保できております。自主電源設備については、1度の給油で72時間稼働することができます。

また、連絡手段としましては、防災行政無線の固定局、移動局、登録メール、携帯電話などを想定しています。

次に、Bの1なんですけれども、役場2階の安心安全推進課の防災行政無線の親卓に一括操作して発信しております。また、耐震補強もしておりますので、倒壊は免れることから、情報発信は可能だと考えております。また、バックアップ機能といたしまして、豆山の郷に設置した代替親卓で操作が可能ですので、情報が遮断することはないと考えています。

次に、停電した際は、備付け非常用電源を用いて防災行政無線を稼働させます。1度の給油で、先ほども言いましたように72時間稼働できます。過去のアナログ式戸別受信機はコンセントからの電源で動作、停電時は電池に切り替わり動作するものでした。

また、緊急速報メール——エリアメールですね、いわゆる——については、各携帯会社の仕様となりまして、町としてはエリアの指定はできません。先ほど常盤議員がおっしゃったように、必要以上に配信してしまうと重要度の認識が薄れてしまうことから、人命に関することを基本としまして配信してまいります。

また、4つ目なんですけれども、地区防災計画の作成を各自治会に依頼させていただいております。今後も継続しまして作成のお願いをしていきたいと考えます。その間は、河合町総合防災マップを活用していただいて、常日頃から災害対策に備えていただきたいと思います。

Cの1つ目なんですけれども、浸水区域なんですけれども、河川情報などを活用いたしまして住民の皆様へ情報を配信し、早い段階での避難を案内するよう心がけております。特に浸水地域であります市場、城古、長楽が町内でも他の地域に比べて早く浸水するおそれがあります。それらの地域につきましては、各集会所ではなく、第1小学校や豆山の郷を避難所として開設するなどの対応をしています。また、薬井地区におきましては、星和台老人憩の家を

利用するなど対応した経験もございます。

次に、Dなんですけれども、大川小学校の件なんですけれども、防災教育が明暗を分けた事例として強く記憶には残って……。すみません、失礼しました。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） Dの大川小学校の事例で、河合町の体制に置き換えてどのように考えるのか、見解と方針を改めて伺います。そういうことでございます。

この件につきましては、児童生徒、それから教職員が犠牲になるという非常に残念な事案として強く印象に残っております。

判決では、学校に高い防災知識や経験が必要ということで、高度の防災力が求められています。これがキーワードになっているかなということを強く感じます。

このことを教訓としまして、今後、このような犠牲者を出さないことが私たちに与えられた責務だと強く感じております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問の構成上、申し訳ございませんが、2番のほうから重点的に再質問をさせていただきたいと思います。

ご答弁いただいた内容で、まず、Aの部分でお伺いしたいんですが、また、その場合の職員間、消防団、自主防災組織との連絡手段はどのように確保することを想定して整備されていますかと、非常用電源を確保されているとありましたが、具体的な確保の方法としてご答弁いただけますか。まず、これが1点目。

それと、Bの設定で、情報配信は停電においても発電機の電力を使って何とかできると。あとは非常用電源等のその部分というのをお話伺いました。私としましては、追加質問したいのは、受け手に対しての配慮はどうなっているんですか。これ、停電した場合というのは町内全域が停電することを想定していますので、その辺のところをご答弁いただけますか。

それと、Cの部分に移りまして、実際に薬井、市場、城古、長楽、それと川保田地区というんですか、あと、曾我川の東側に何軒か世帯があるんです。当然広域避難という形になると思うんですけれども、その場合、大雨によって浸水、洪水が想定されます。それと、情報を発信されて避難してくださいねとなった場合に、どこへ逃げてくださいねというのは、今の現在進行形で、この現時点でしっかりと住民の方々に周知されているのか、そこを確認

したいと思います。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） まず、停電した際ということですので、残念ながら役場の本庁舎には非常用電源設備がございませんでして、それに加えて、防災倉庫に発動発電機というのが備え付けられております。それを稼働させて、先ほど申しあげました必要最小限の機器を運用していくという考えでおります。

それと、防災行政無線でございますが、受け手側にも屋外拡声子局、そちらにもバッテリーが内蔵されておりますので、それに対応できるかなと考えております。それと、各集会所に防災行政無線移動局というのも配備させていただいております。それもバッテリーが稼働する時間内であれば対応できるかなと考えております。

次に、浸水する区域にある避難所があるんですが、そちらにつきましては、早い段階で、この雨のとき、今回はどここの避難所に避難してくださいという早い段階での情報、周知を徹底してまいりたい。それと、地区防災計画というものを早く策定いただいて、こういった場合には、地震の場合には避難所です。風水害、浸水するような場合には第1小学校です。そういった形の計画を早期に策定していただけるように、我々支援していきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 追加質問させていただきます。

防災無線のスピーカーついている塔ですね、それに備え付けてあるバッテリー、何時間想定されているのか。それと、自主防災計画を出してもらって、それで逃げ場所確認してもらいますという形ではなくて、公助の形として、どこが逃げる場所として適当ですよと示す必要があると思うんです。その示す場所に対して、どうやって皆さんで避難しましょうかという計画を提出することが望ましい形だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 申し訳ございません、屋外拡声子局のバッテリーの持続時間、ちょっと今資料を持ち合わせてございません。また後ほど提出させていただきます。

避難所の件でございますが、まず、今総合防災マップというのを配布させていただいております。これは各地域の住民さんに行動を考えていただくきっかけであると思っております。やはり地区防災計画で具体的にこの災害のときはどこに避難するというのを各地区で考

えていただきたいなと思っております。その際に、我々こういったケースが考えられますよという支援はさせていただこうと思っております。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私、議員になりまして1年たちました。一番最初、1年前もこの同じ質問をしているんですね。それ以後、継続して質問させていただいておりまして、また、ご答弁いただくのはいつも森嶋次長、しっかりお調べになっていただいて、今現状でお答えになるベストの形でいつもご答弁いただいているんですが、その際にお話としてあったのは、新しいハザードマップできましたらいろいろ決めていきますからというご答弁の内容だったので、次長初め、担当課の皆さんのご努力によって、全戸配布されましたので、これを基に踏み込んだ形で、ずっと我慢していたんですけども、質問させていただきたいと思います。

今ご答弁にありました内容で、避難所という言葉がありました。では、その避難所としての我々町民が受ける定義、どういうものなのか、そこを改めて確認させていただきたいんです。

まず、内閣府の資料に避難所についてというものがございます。その中に、指定緊急避難場所と指定避難所、分けて定義されているんですね。しかしながら、河合町のこのハザードマップでは同義なんですね。指定避難所という形で一くくりになっているわけです。見解として、この2つの機能を有しているという形の認識でよろしいでしょうか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 指定緊急避難場所と申しますのは、たしか平成25年の災害対策法改正のときに新たにできた考え方だと思っております。

それにつきましては、東日本大震災のときに避難所に間違っていると申しますか、避難された方が多く被害に遭ったという事例で、災害ごとに一旦避難する場所というのが指定緊急避難場所だと認識してございます。それから、一定期間避難をする場所というのが、今回ここに載せさせていただいております指定避難所だという認識でおります。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

その指定避難所の開設されないという要件も同じ避難所についての資料に書かれております。その件についてはご認識いただいておりますでしょうか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 具体的な条文までは今確認はしてございませんが、やはり浸水想

定区域にある指定避難所については、それなりの対応をするようにという国の方針はあったかと認識しております。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） このようにあるんですね。仮に指定避難所として指定された施設であったとしても、避難生活をする施設として安全性が確保されていない場合、道路の途絶による孤立が続く場合は、そういったものが予想される場合でも開設されないとあるんです。

ということは、公の施設として避難所というのは開設されないことを前提としないといけないわけです。ハザードマップ上、浸水、洪水を想定されているエリアにその指定避難所があるわけですね。

こういう状況であれば、避難所は開設されないというのは、皆さんに話し合ってもらおうというレベルではなくて、こちらから示しておくべきだと思うんですが、いかがですか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） なかなかこの平面的なマップの中で、それを個々具体的にこの災害のときにはこうだというのはなかなか示しにくい面がございましたので、今こういう形を取らせていただいております。

何回も繰り返し申し上げますが、地区防災計画の中で、具体的に長楽地区であれば避難所がほとんど浸水区域に入ってしまうので、そういったときはこのルートを使って第1小学校に避難しましょう、そういった図面をまたさらに作ってお示しできたらなというふうに思っております。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 本来であれば、この雨量になりましたら、こういう形で想定して検討しますと、多分ご答弁するのが一番簡単なんですけれども、次長よく分かっていると思うんですよ、私は逆に。

地域によっては、どここの岩の部分に水がここまで来たら逃げないとあかんといい伝えで伝わっているとか。非常にそれが有効だったりするんですよ。ですので、地区防災計画というのをつくってもらうというのは非常に重要なことだと私自身も認識しておりますし、ぜひ進めていただきたい。

お約束いただいているように、本年度から各大字、自治会のほうにしっかりと要望すると。それに関しての助成金の制度も考えていると予算審議でも伺っていますので、しっかりと進

めていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、避難所においての内容について、少し掘り下げていきたいと思えます。

また、同じく内閣府のガイドラインに、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針、これが平成27年ぐらいに出ているんですけども、そのガイドラインの整備ですね。3つガイドラインがあるんですが、整備されているかどうか確認させていただきます。

避難所運営ガイドライン、福祉避難所の確保・運営ガイドライン、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、以上3点、今整備されて手元のほうにございますでしょうか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 3点のうち避難所運営マニュアルというものは整備しております。ただ、午前中の質問でございましたように、まだコロナの対策等には触れておりません。

福祉避難所につきましては、豆山の郷指定でございますが、それに特化した運営マニュアルというのは作成しておりません。トイレにつきましても、同様作成しておりません。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

その運営ガイドラインの中に、先進事例というか、先進の実際に被災している市町村では絶対に必要だといって作っているものがあるんですよ。避難所の空間配置図です。

天井の上から、おてんとうさんのほうから下を俯瞰して見て、どういう配置にするのか、そういった形のものを必要性必ずあって作るようにしているんですよ。河合町においても、できればその空間配置図作った上で、これがあつた上で、例えばコロナのソーシャルディスタンスの距離感どうするかとか。要するにベースになるわけですよ。そのものがなければ、本当に机上の空論になってしまいますので、整備があるのであれば構いませんけれども、ないのであればしっかりと整備いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

森嶋次長に対しての質問は以上とさせていただきますが、取りまとめとして町長に対してお伺いしていきたいと思えます。

広域避難所である各公立学校等の施設では、長期を想定して避難所を整備する必要があります。特に夜間の女性、子供に対する性被害を未然に防ぐため、教室等も使用し、就寝、着替え、授乳、そういったことを行ってもらうための独立のスペースを配置する必要があるんですよ。実際に避難所運営するとそれが必ず出てくるんです。

加えて、福祉避難所として指定されているものが現在豆山の郷のみなんです。仮に大震災時の初期避難の際に、自動車での避難はできません。緊急車両優先のために走っちゃ駄目で

すとなるんですよ。その場合を考慮して豆山だけでは足りないと思うんですね。

そこで考えなければいけないのは、広域避難所としても指定されている各公立学校の体育館のみならず、教室等もしっかり空間配置図で予定して、配置を決めておいて、各学校、公立施設においても福祉避難所を確保するべきだと考えます。

それと、先日議案としてありました小学校の改修工事、そういったものの中で、議案の中で説明がありましたけれども、トイレの前の洗面所の仕様について、レバー云々の話ありましたけれども、避難所としての機能として、初期体制のときには既存の施設を使う必要があるんです。整備される前の間の段階ですね。発災直後からおおよそ36時間ぐらいまでですよ。そのぐらいの間は既存の設備を使わざるを得ないんです。全自動の形だけに全部整備されると、避難所の機能としてはライフラインの一つである水が止まってしまう可能性がありますので、その辺のところはしっかり配慮していただければと思います。

こういったものに対して、しっかりとこれから整備していかなければいけない。それと、現時点で第3小学校が閉校になりました。私、昨日も見てきたんですけども、チェーンでダイヤルキーかけてあって、閉まった状態になっていますね。しかも、今現状で誰が管理しているかよく分かっていないんですよ。はっきりしていません。教育委員会なんですか、総務なんですか、どこなんですか。

こういった発災時にはどういう形の対応を、誰がそこを避難所として開設する。そういった体制ができています。それを地域の住民の方にお知らせしておく必要があるんですが、そういった配慮は今されていますでしょうか。されていないのであれば、早急に行くべき。

第3小学校の跡地利用について、それぞれ議論がありますけれども、今現在進行形で避難所の機能はしておかなければいけない。オペレーションは動かしておかなければいけないんですよ、準備体制として。その意識がどうも薄いような気がしますので、再認識していただいて、しっかりと職員さんにも指示いただきたいと思いますので、最後にそれご答弁いただけますでしょうか。時間過ぎちゃっているんですけども、申し訳ございません。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、おっしゃっていただきました第3小学校につきましても、いつ大きな自然災害が起こるか分からない、そういう状況だと思っております。今ご指摘あったように、第3小学校もどのように使うのかということがちょっと明確になっていない部分は確かにあると思いますので、そこを早急にというか、ちょっとこちらのほうで整備させてもらっ

て、また、地域の方にもお知らせしていくというか。さっきお話ありましたように、今はまだ何も動いていなくて、そういう閉まった状態になっていると思いますので、ちょっと早急に計画なり、それから、いざとなった場合使える体制、それをつくってまいりたいと思います。

○議長（杵本光清） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘